

第7章 整備基本計画

本章では、仙台城跡の整備における地区区分計画と地区ごとの現状と課題および具体的な対策方針を記載し、それに基づいて史跡の保存・調査(7-2～7-3 P61～64)と史跡の整備(7-4～7-9 P65～85)という考え方でそれぞれ必要な項目について整理し記載します。また、公開と活用、管理運営の体制についても記載します。

7-1 全体計画および地区区分計画

(1) 全体計画

本計画では仙台城跡の整備について前章で提示したコンセプトおよび基本理念・基本方針に基づき、実効性のある10年間(R3～12)の計画を設定します(第8章 P92～98)。なお、11年目以降の整備内容については後期整備の実施状況等を勘案し、本計画の見直しを行い検討していきます。

整備の基準となる時期は、原則として城郭が機能した最終の時期である幕末期としますが、遺構の残存状況等によっては、曲輪や整備ゾーン単位などで、そのほかの適切な整備の基準となる時期を検討します。

(2) 地区区分計画

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、A～Fの6つの整備ゾーンを設定します。さらに来訪者が安全・快適に仙台城跡全体を回遊し、より深く魅力に触れられるように、それぞれの整備ゾーンに14の整備区域を設けます(表7-1)。各ゾーンおよび区域の詳細と、現状と課題および対応方針についてはP53～58で詳述します。

なお、整備ゾーン・整備区域は、平成16年3月策定の「仙台城跡整備基本構想」に基づいていますが、本丸北西地区が追加指定されたこと等により、一部内容を見直しました。

表7-1 整備ゾーンと整備区域

整備ゾーン名	範囲	整備区域
A 水系整備ゾーン	御裏林の御清水～中島池跡～五色沼～長沼の一带	①御裏林整備区域 ②中島池・東丸(三の丸)整備区域
B 本丸整備ゾーン	本丸跡の一带	③本丸御殿整備区域 ④本丸縁辺地整備区域 ⑤本丸北西部整備区域
C 大手門整備ゾーン	大手門～二の丸詰門～中島池跡～扇坂下の一带	⑥大手門整備区域 ⑦二の丸詰門整備区域 ⑧扇坂下整備区域
D 東丸(三の丸)整備ゾーン	東丸(三の丸)跡の一带(五色沼、長沼含む)	⑨東丸(三の丸)蔵屋敷整備区域 ⑩東丸(三の丸)外構整備区域
E 登城路整備ゾーン	巽門からと大手門からの本丸へ至る登城路とその一带	⑪登城路整備区域 ⑫造酒屋敷整備区域
F 崖地整備ゾーン	本丸東および南の崖地の一带	⑬追廻厩整備区域 ⑭崖地整備区域

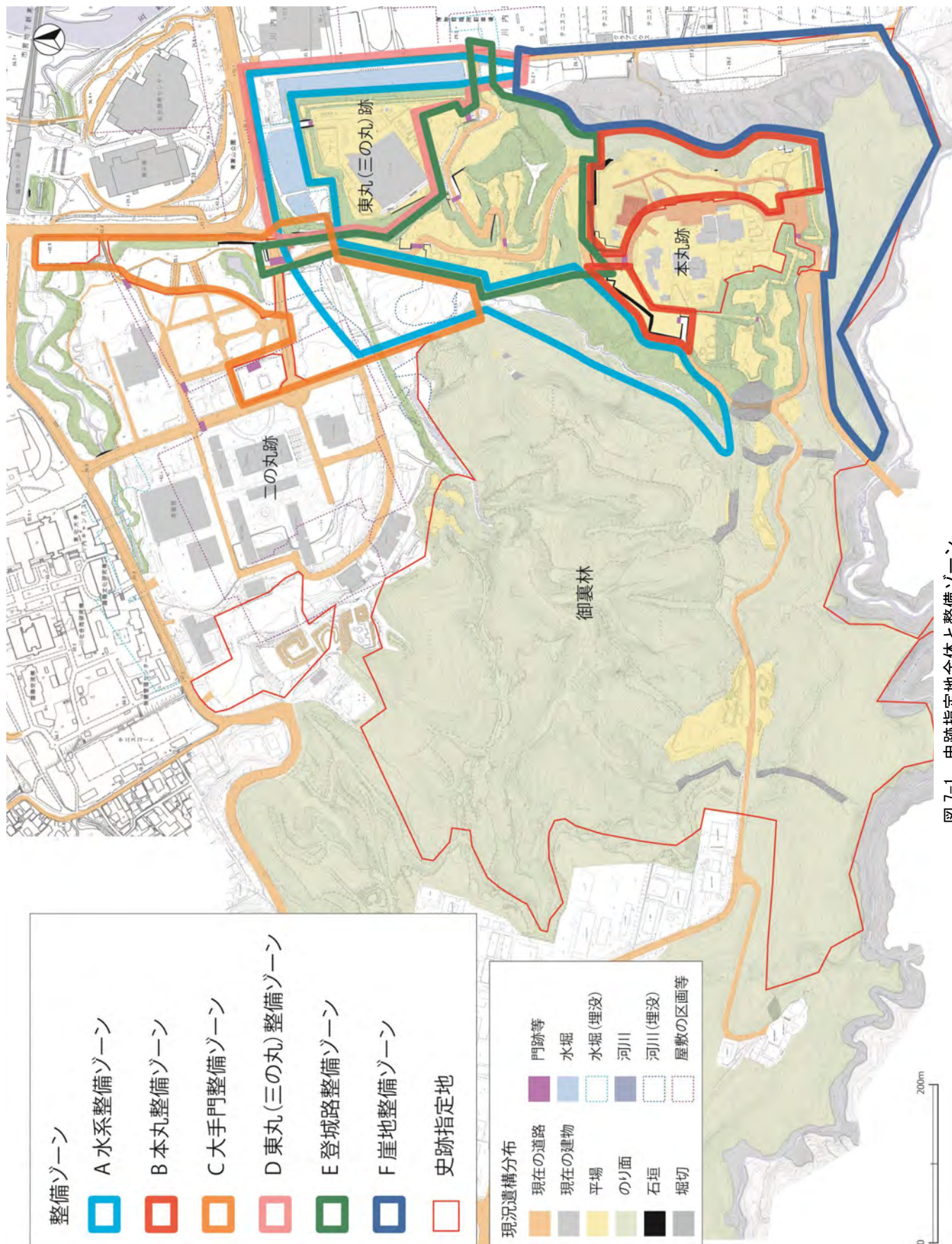


図 7-1 史跡指定地全体と整備ゾーン

【整備ゾーンおよび整備区域の現状・課題と整備等の対応方針】

設定した6つの整備ゾーンごとに、整備区域と現状・課題、整備等の方針を整理します。

A 水系整備ゾーン

水辺を散策しながら、自然環境を利用した城郭の水利システムについて理解を深めるゾーンです。主に、水系の維持管理を目的とした整備を行います。なお、後述する「大手門整備ゾーン」や「東丸(三の丸)整備ゾーン」と一部範囲が重複していますが、水系整備ゾーンでは水系に関連した維持や整備を実施します。

①御裏林整備区域

御裏林内に流れる、御清水から中島池に至る水系を構成要素とした区域です。天然記念物「青葉山」の指定地であり、東北大学植物園として管理されています。

②中島池・東丸(三の丸)堀跡整備区域

中島池から五色沼、長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

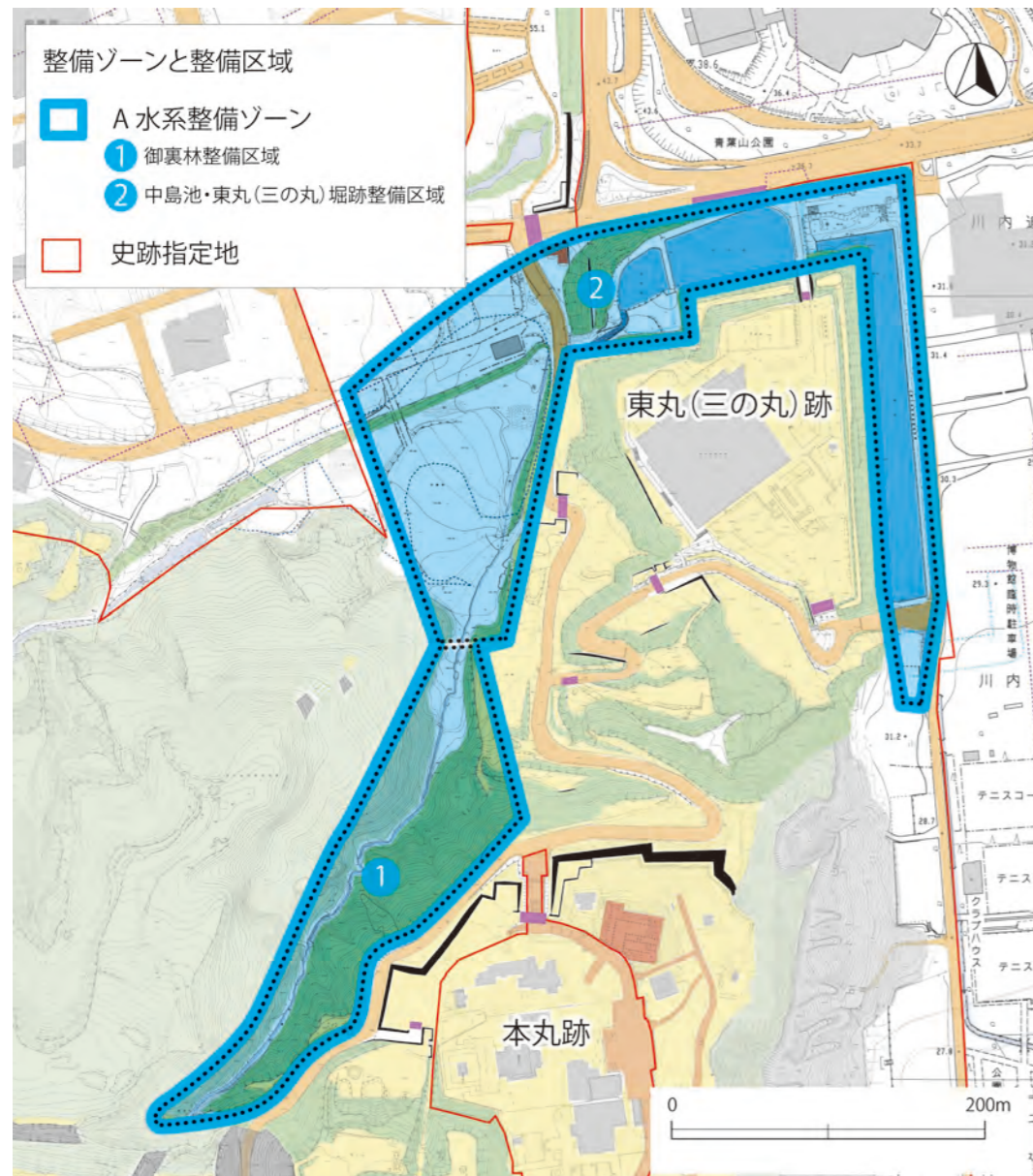
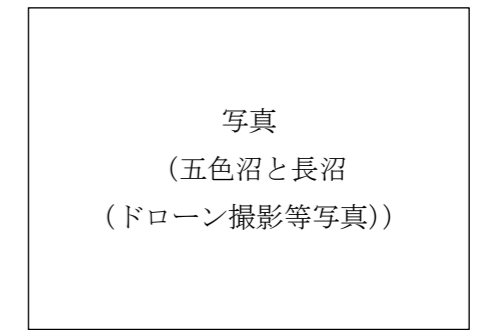
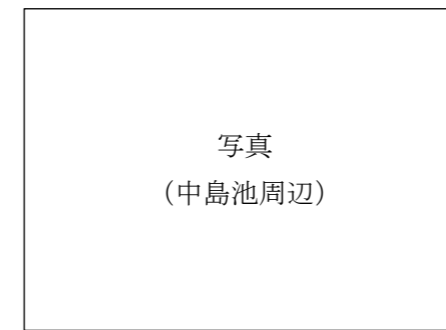
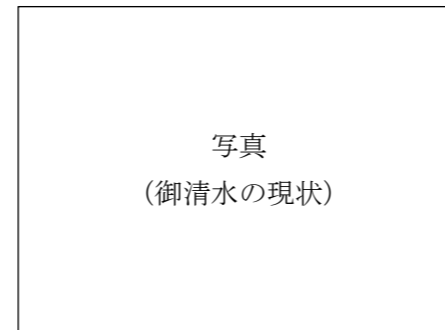


図 7-2 A水系整備ゾーン



整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
①御裏林整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 城郭の一部としての自然地形 天然記念物青葉山 御清水 	<p>仙台城の堀や本丸等の水源である御清水の周辺には、本丸取水口の貯水槽と考えられる遺構（石垣）が未整備の状態に残存している。</p>	→関係機関と連携し遺構の実態解明のための調査を行い、その成果に基づく整備内容を検討する。
		<p>御清水周辺には、近代以降に設置されたコンクリート製構造物が残置され、史跡の景観上、ふさわしい状況となっていない。</p>	→コンクリート製構造物の撤去を目指す。
		<p>御清水までの動線が未整備である。</p>	→関係機関と整備に向けた調整を行い、御清水周辺の遺構と周辺の自然環境とが調和した整備を目指す。
		<p>天然記念物青葉山の管理と史跡仙台城跡の管理等の調整が十分に図られていない。</p>	→城郭全体の水利システムを来訪者が理解できる整備を検討し、案内サインの設置、御清水までの園路等の整備を目指す。
②中島池・東丸(三の丸)堀跡整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 各曲輪 区域内の遺構 城郭の一部としての自然地形 堀跡 	<p>御清水を水源とする仙台城跡の水利システムについて周知が図られていない。</p>	→仙台城跡の特徴の一つとして、御清水から中島池、五色沼、長沼から広瀬川にいたる水利システムを広く周知できるように整備を目指す。
		<p>五色沼および長沼に湛える水について維持管理を行っているが、整備に伴い拡大する維持管理の検討が図られていない。</p>	→維持管理範囲の拡大後も、関係部局と連携の上、計画的な清掃と浚渫工事をより一層充実させ、継続的な水質管理を行う。

B 本丸整備ゾーン

本丸と、本丸から望める周辺歴史資産との関係性について理解を深めるゾーンです。主に本丸の遺構表示等の整備と、眺望に関する整備を行います。

③本丸御殿整備区域

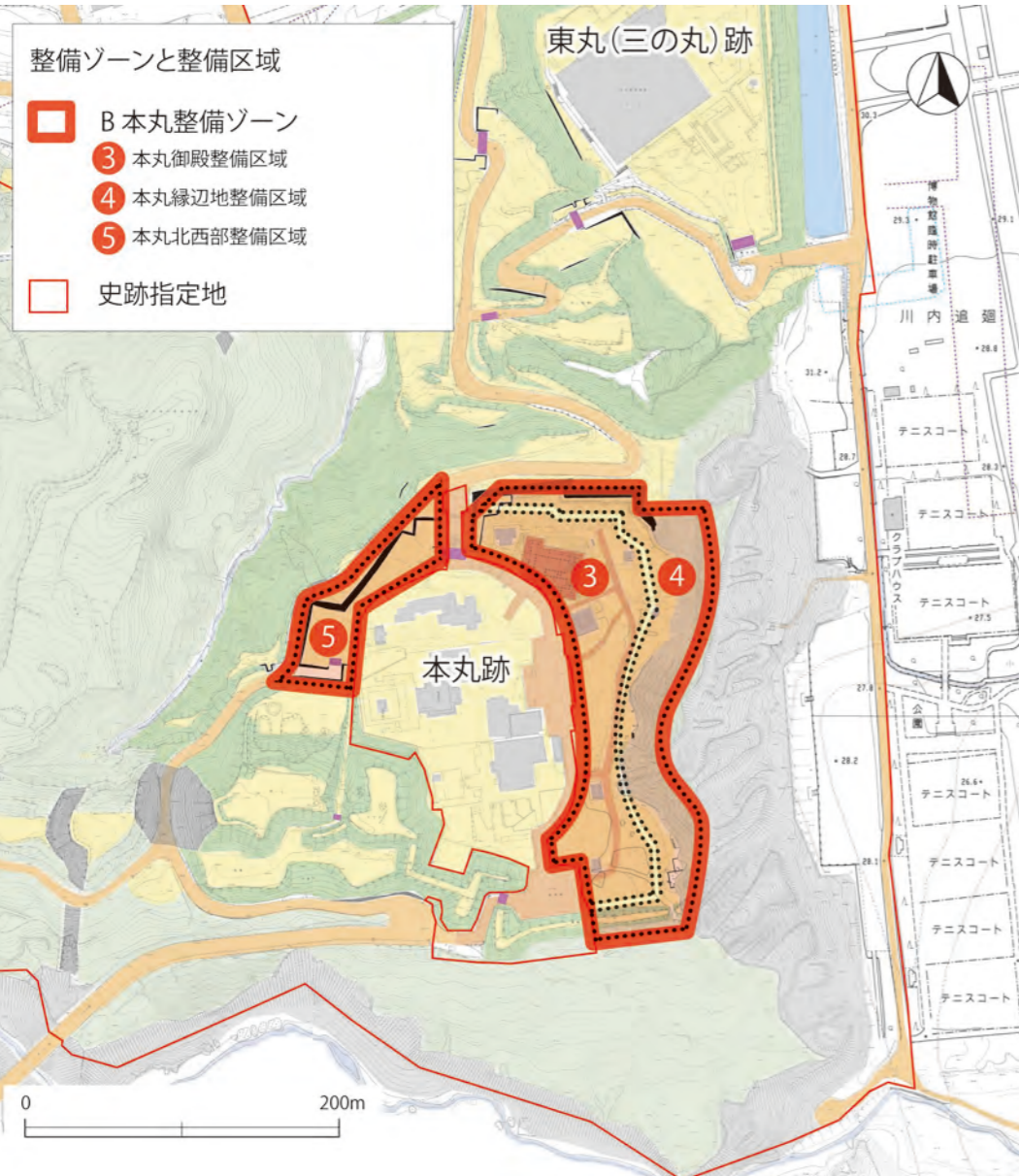
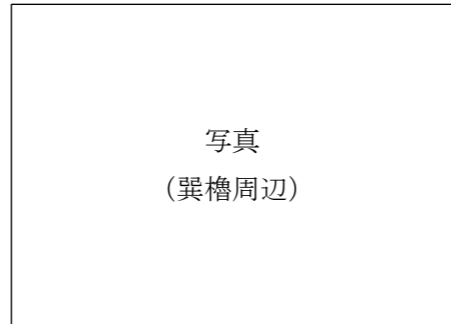
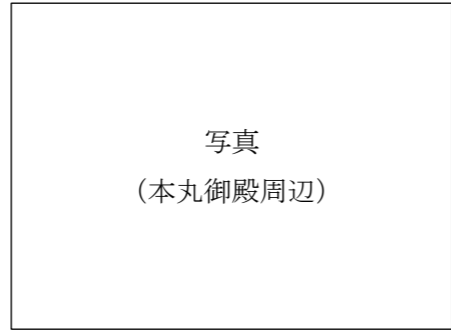
大広間や御成門等の本丸御殿の遺構を構成要素とした区域です。

④本丸縁辺地整備区域

懸造や巽櫓等が存在していた区域です。大番士土手には、土塁遺構が現存しています。

⑤本丸北西部整備区域

西門の虎口や石垣を構成要素とした区域です。



整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対策方針
③本丸御殿整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要曲輪 ・石垣 ・門跡 ・区域内の遺構(大広間跡他) ・区域内の出土遺物 	発掘調査が十分に実施されておらず、区域内の実態が明らかになっていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台城跡で最も来訪者が多い区域だが、来訪者は本区域の北東部で市街地を眺めるに留まっており、回遊性が低い。	→サイン施設や動線の整備を行い、来訪者が仙台城跡の本質的価値を理解でき、かつ回遊性の高い空間を創出する。併せて、イベント等への活用を検討する。
		仙台城見聞館と、本丸北壁の石垣モデルの展示内容は、他の解説施設との連続性が薄く、史跡全体の回遊に繋がらない。	→来訪者に仙台城跡の魅力を伝え、理解を促すとともに、史跡全体の回遊性に資する展示を目指す。
		大広間跡の遺構表示は、経年劣化等により、部分的なき損がみられる。	→整備遺構を日常的に点検し、補修等又は応急的な措置を行い、安全性の徹底を図る。
④本丸縁辺地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 ・眺望 	区域内の石垣について、維持管理の基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携して石垣カルテ等を作成し、き損等が発生した場合は補修等を行う。
		本丸東側崖面の縁辺部は現在も大雨等により崩落が続いており、部分的に補強工事を実施しているが、全ての崩落には対策ができていない。	→崖地を定期的に点検し、崩落状況の把握に努め、点検により崩落が認められる場合は、関係部局と連携して早急に補強工事等を行う。また、来訪者に危険性を周知し、安全性を確保する。
		発掘調査は一部での実施に留まり、実態が明らかとなっておらず、遺構に関する整備が進んでいない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		植生の繁茂が市街への眺望を阻害し、かつ遺構等への影響が懸念される。	→遺構保護・地形保全・眺望確保のため植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
⑤本丸北西部整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	周辺歴史資産との関連性や位置関係などの理解が得にくい状態である。	→修景(植生)による眺望確保に伴い、眺望サイン等を設置する。
		休憩施設が不足しており、来訪者にとって快適な城内空間となっていない。	→休憩施設を追加し、快適に回遊できる城内空間を目指す。
		本丸北西石垣に沿う市道の車両通行により、石垣のき損が頻繁に起きている。	→車両通行規制を含めた、市道の取扱いについての協議を関係機関と行い、石垣の保護に努める。
		区域内の石垣について、維持管理するための基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	→関係部局と連携し石垣カルテ等を作成し、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は補修や応急措置を行う。
⑤本丸北西部整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	安全上の問題から市道側からの来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値の周知が十分にできていない。	→西門などを見学しながら安全に回遊できる動線の整備、サイン等の整備を目指し、来訪者の理解を促す。
		市道側からの立ち入り制約があり、被災による石垣復旧の解説サインは、十分に機能していない。	→既設の解説サインについて、見学動線に配慮した設置位置およびデザインの検討を行い、適切な整備を目指す。

図 7-3 B 本丸整備ゾーン

C 大手門整備ゾーン

大手門を中心とした、二の丸や扇坂、中島池を含む一体的な歴史的景観と、藩政の中枢としての二の丸について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づく歴史的建造物の再現と遺構の整備を行います。

⑥大手門整備区域

石垣等や昭和42年再建の大手門脇櫓を構成要素とした区域です。大手門、大手門脇櫓、勘定所、七十間兵具蔵等が存在したと考えられています。

⑦二の丸詰門整備区域

青葉山公園の一部として活用されている区域です。二の丸の正面にあたる詰門等が存在したと考えられています。

⑧扇坂下整備区域

藩庁となる二の丸に出仕する藩士の登城口として使われた区域です。現在は仙台市博物館の第二駐車場として使用されています。

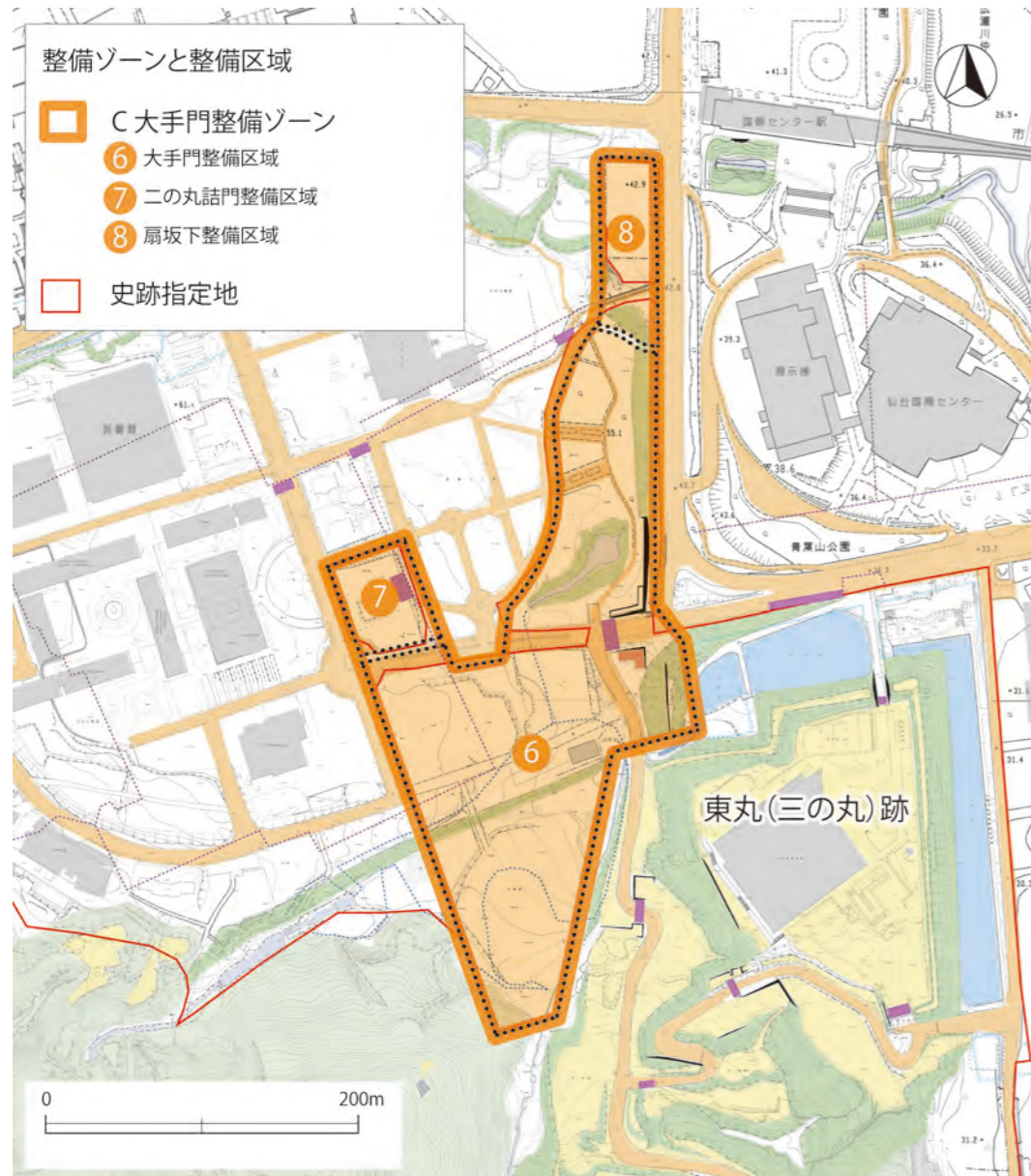


図 7-4 C 大手門整備ゾーン



写真
(大手門周辺)

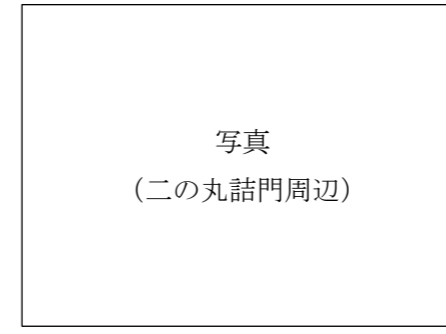


写真
(二の丸詰門周辺)



写真
(扇坂下周辺)

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑥ 大手門整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪 区域内の遺構 石垣 門跡 登城路 中島池 城郭の一部としての自然地形 区域内の出土遺物 	発掘調査は一部でのみ実施しており、大手門や中島池等の実態が把握できていないため、遺構に関する整備が不十分である。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		大手門および脇櫓の復元は市民等からの要望も寄せられているが、これまで実現に至っていない。	→大手門および大手門脇櫓の復元を目指し、必要となる各種調査を計画的に実施する。
		大手門跡直上を市道が通っており、復元を行う状況が整っていない。	→大手門復元に向けて車両通行規制を含めた市道仙台城跡線の取扱いについての協議を関係機関とを行い、問題解決を目指す。
		過年度の石垣修復工事時の石材が保管されており、中島池の整備と整備工事ヤードとしての使用を妨げる可能性がある。	→中島池の整備を実施する際と、中島池とその周辺を整備工事ヤードとして使用する際には関係部局と連携し、保管石材の取り扱いの検討を行う。
	植生の繁茂により、本質的価値の顕在化を阻害している。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。	
⑦ 二の丸詰門整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の遺構 門跡 	絵図から二の丸詰門等が存在したと考えられるが、未調査であるため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		植生の繁茂により、仙台城跡の一部であることが認識しにくくなっている。	→本質的価値の顕在化に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
⑧ 扇坂下整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の遺構 区域内の出土遺物 	区域の北側は未調査の区域のため、実態が不明であり、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		本区域は国際センター駅から最も近い箇所にあるが、駅からの回遊が少なく、効果的な活用も図られていないため仙台城跡の一部であることの認知度が低い。	→各種調査の成果に基づいた整備を目指す。国際センター駅からの最寄りの回遊拠点として、駅からの誘導と仙台城跡の理解を促すサインおよび便益施設等の整備を目指す。
		道路境界の植栽等により、空間としての認知度が低く、西側では植生の繁茂により地形が不明確であり、き損も懸念される。	→本質的価値の顕在化と地形保全に向けて、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。 →植栽や既存フェンス柵の撤去等による環境整備を目指す。

D 東丸（三の丸）整備ゾーン

堀や土塁といった城郭における外構の形状や規模と、その防御性について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づいた堀や土塁の顕在化、歴史的建造物の再現や、遺構の整備を行います。

⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域

水堀と土塁により区画された曲輪を構成要素とした区域です。築城期には、藩主の屋敷や庭園があり、二の丸造営以降は米蔵を置く蔵屋敷として幕末まで使用されました。現在、仙台市博物館が設置されており、仙台城跡のガイダンス施設の役割を果たしています。

⑩東丸（三の丸）外構整備区域

曲輪を区画する水堀と土塁を構成要素とする区域です。堀は、御清水から生じた湧水を水源としていました。藩政期には、巽門の南東にもカギ型の堀がありましたが、現在は埋没しています。

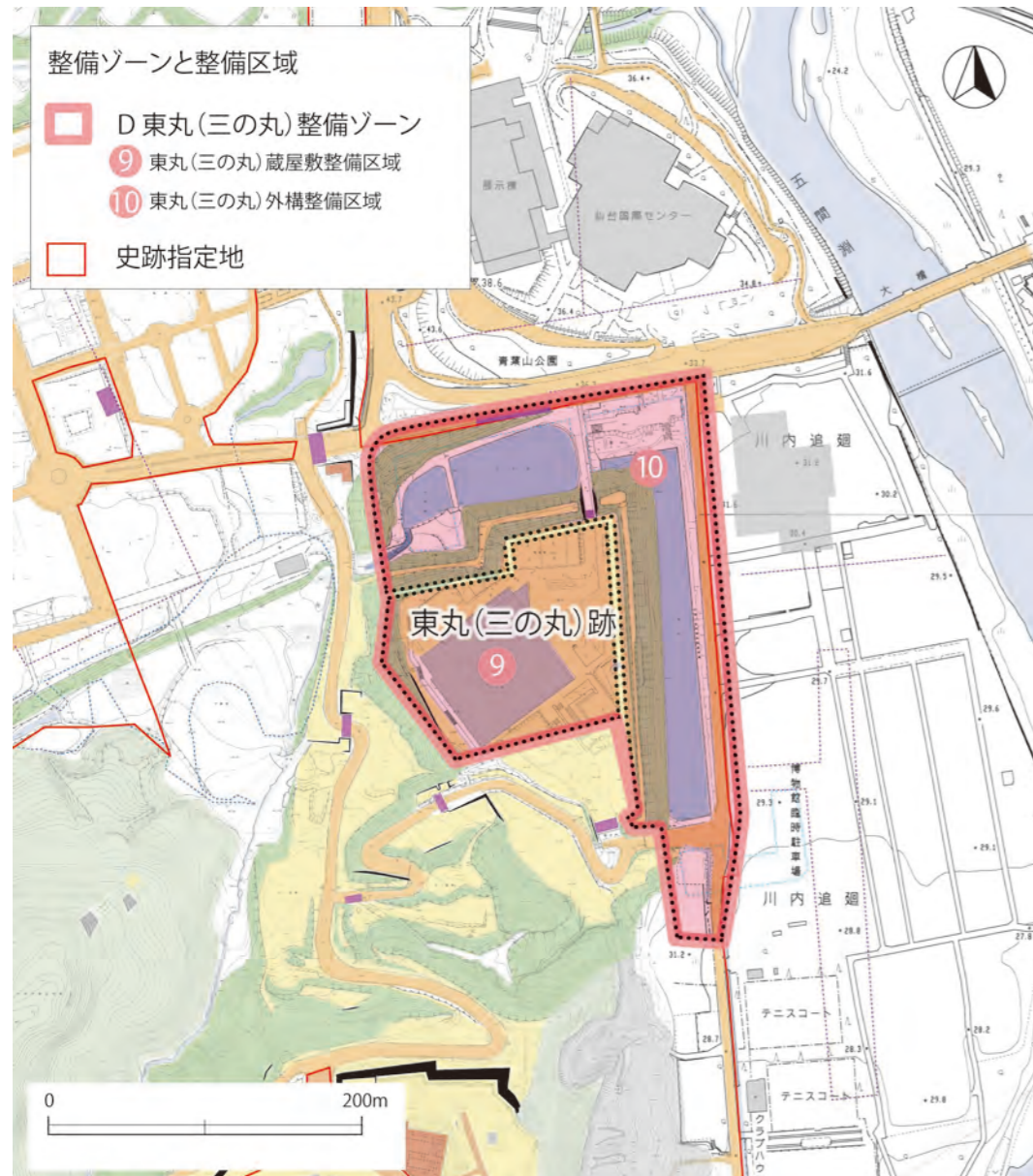
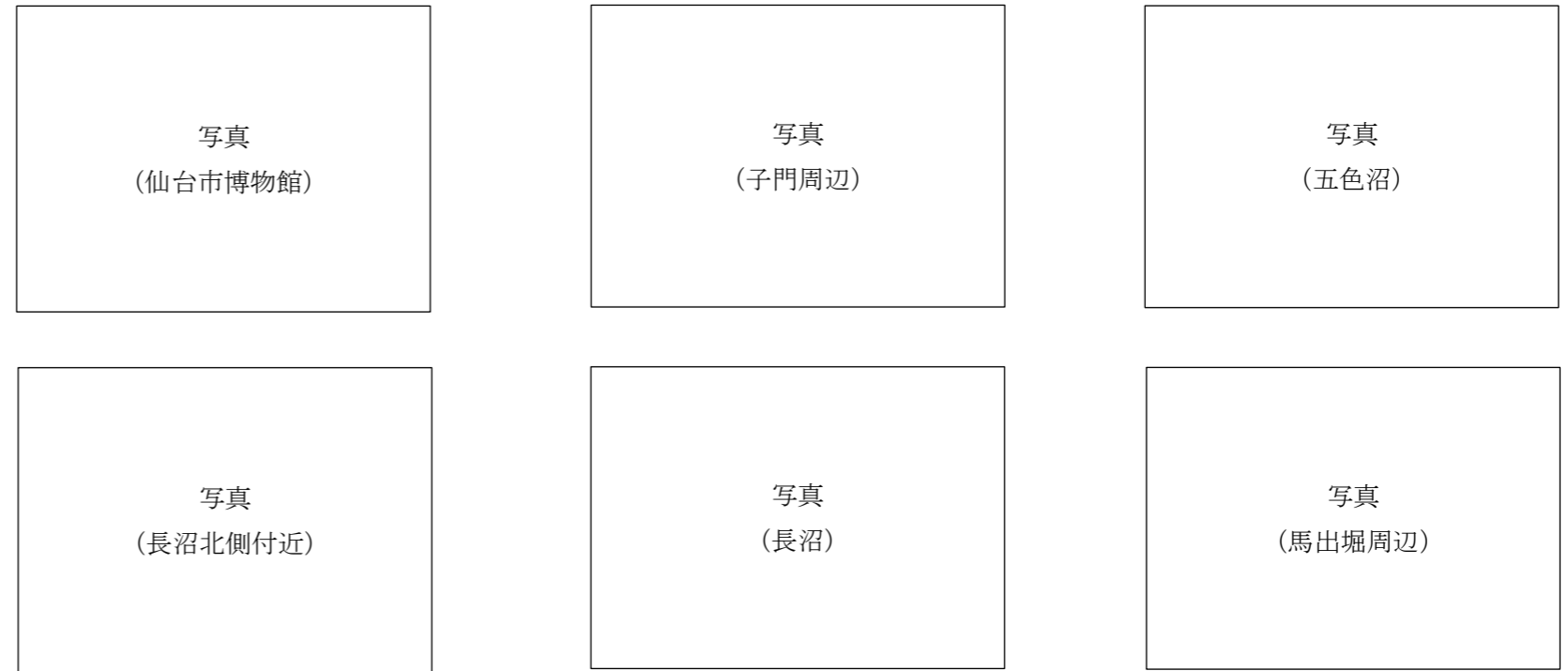


図 7-5 D 東丸（三の丸）整備ゾーン



整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・区域内の出土遺物 	発掘調査は一部でのみ実施しており、本区域の構造や歴史の変遷等の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		仙台市博物館は仙台城跡のガイダンス施設として、来訪者の史跡への理解を促しているが、調査成果等の新たな情報反映が十分ではない。	→仙台城跡に関するガイダンス機能の更なる向上に向けて、展示内容や設備のより一層の充実を図るとともに、調査研究成果および整備成果を反映させた展示を行う。
		仙台市博物館は築 34 年が経過し、また、東日本大震災で被災しており、経年劣化や損傷等が一部で見られる。	→定期点検を実施し、その結果損傷等が認められた場合、来訪者の安全性確保と展示物の保護のため、修繕等を行う。
⑩東丸（三の丸）外構整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣 ・土塁 ・堀跡 ・門跡 	植生の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→遺構保存と本質的価値の顕在化に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
		巽門跡南東の堀（馬出堀）は埋没しており、堀の旧状等が不明である。	→各種調査により堀の実態が明らかになった場合は調査成果に基づく検討を行い、堀の復元を行う。
		曲輪の北の虎口としての子門跡や、土塁上の土堀について周知および整備が不十分である。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。

E 登城路整備ゾーン

登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。主に往時の路面や形状等の構造を理解できる整備を行います。

⑪登城路整備区域

山上の本丸へ至る登城路が存在し、城郭の防衛上重要な区域であったと考えられます。現在は市道として利用されています。

⑫造酒屋敷整備区域

巽門の西側に位置する曲輪で、藩政期の造酒屋敷が存在していた区域です。礎石建物跡や井戸跡の他、木簡等が出土しています。

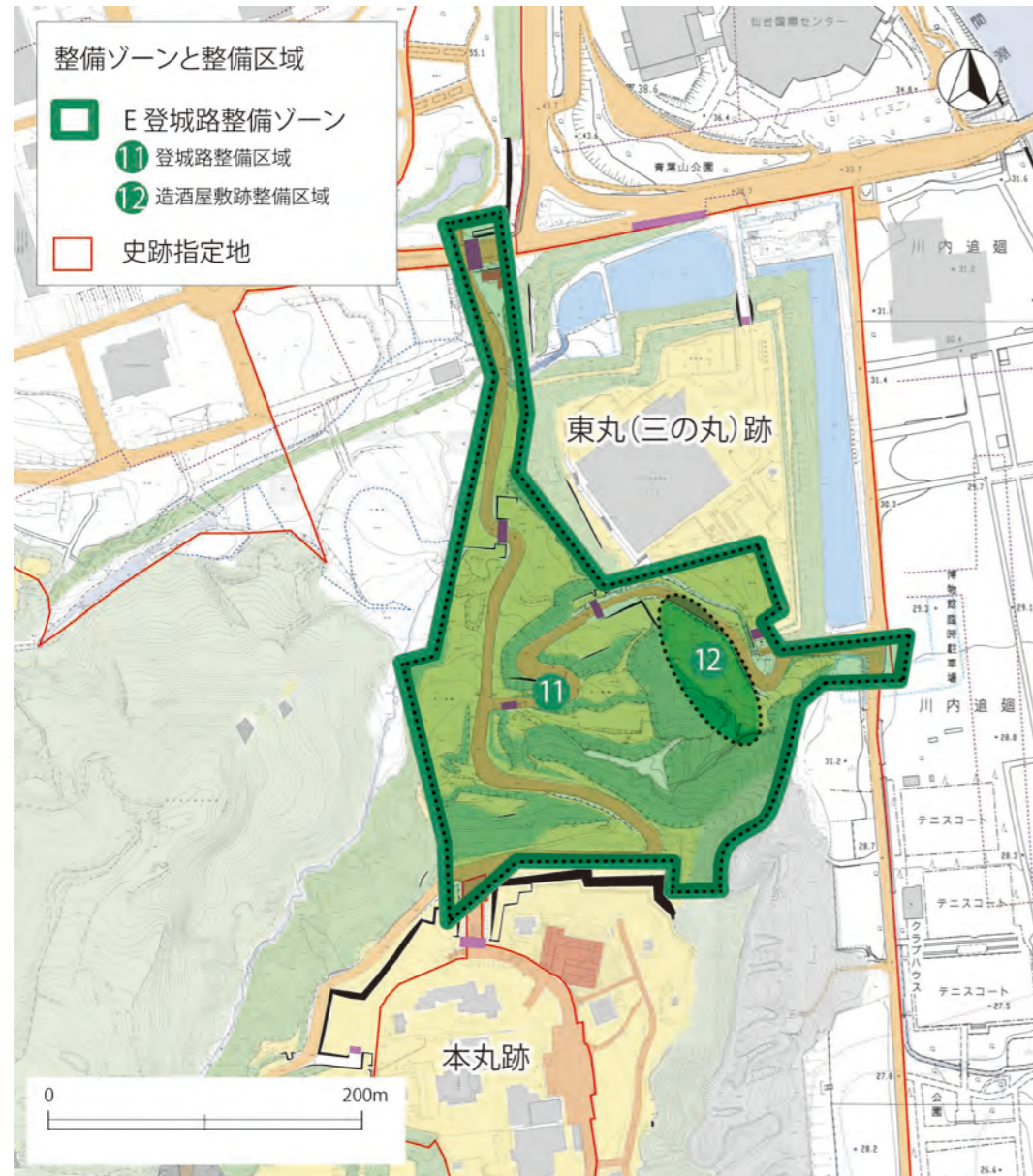


図 7-6 E 登城路整備ゾーン



写真
(巽門登城路)

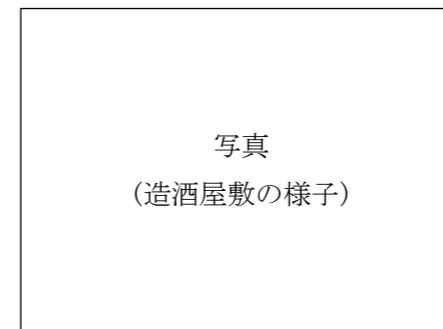


写真
(造酒屋敷の様子)

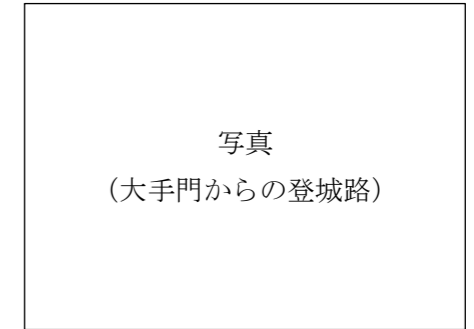


写真
(大手門からの登城路)

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑪登城路整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・土塁 ・門跡 ・登城路 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	大手門跡からの登城路は多数の車両が通行しており、接触等による石垣のき損が発生している。また、排気ガスによる天然記念物への影響、歩行者への安全確保が危惧される。	→車両通行規制を含めた、市道仙台城跡線の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。
		巽門跡からの登城路は、改変を受けて一部往時の形状と異なっている。	→実態把握のため継続的な発掘調査を計画的に実施する。調査成果に基づき、登城路の形状が明確となる整備を行う。
		登城路の便益施設およびサインが不足している。	→便益施設を新たに設置し、快適に散策できる整備を行う。また、本区域の整備に伴ってサインの設置も行う。
		門跡や石垣、石組側溝や井戸跡などの遺構の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が不十分である。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。
		曲輪の虎口として、巽門跡があり平面表示整備が行われているが、虎口としての周知・整備が不十分である。	→関係部局と連携のうえ、巽門の復元を目指す。
		植生の繁茂により、遺構および地形、来訪者の安全性への影響が懸念される。また、城郭の基本的構造や来訪者の見通しを遮るほか、大手門整備区域から本丸北壁石垣への眺望も阻害している。	→遺構保護・安全確保・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
		各種調査を実施し、実態が明らかになりつつあるが、登城路との境界等の実態が明らかになっていないため、理解を促すための整備および活用が図られていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実態が明らかになった遺構の整備を目指す。また、城内で酒造りを行った空間であることを考慮したイベント等を開催する等、効果的な活用を目指す。
⑫造酒屋敷跡整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭の一部としての自然地形 ・造酒屋敷跡の遺構・遺物 	崖面や崖面付近から常時湧水が見られ、一部湿地状となっており、自由な回遊と活用を行うことができない状態である。	→湿地状部の乾陸化に向けて、排水施設の整備を検討し、実施する。
		植生の繁茂により、遺構や地形および来訪者の安全性への影響が懸念される。	→遺構保存と安全確保に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。
		区域西側の法面は岩盤が露出しており、直上に堆積する土砂の崩落および倒木が懸念される。	→定期的に安全確認を行い、異常の有無の把握に努める。必要に応じて、範囲や工法を検討の上、崖面の保全整備を行う。

F 崖地整備ゾーン

自然地形を利用した山城的性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンです。遺構保存と景観保全の面から、本丸周辺の崖地保全の整備を行います。

⑬追廻厩整備区域

本丸東側の自然崖の裾野部分にあたる区域です。追廻馬場に隣接していることから、厩が存在したと考えられています。現在は隣接するテニスコート利用者のための駐車場が設置されています。

⑭崖地整備区域

本丸東・南側、広瀬川とその支流滝の口溪谷の自然崖からなる区域です。本丸の防衛上の地形として機能していました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通過していましたが、現在は河道が東へ移動し、旧河道部分は公園として利用されています。

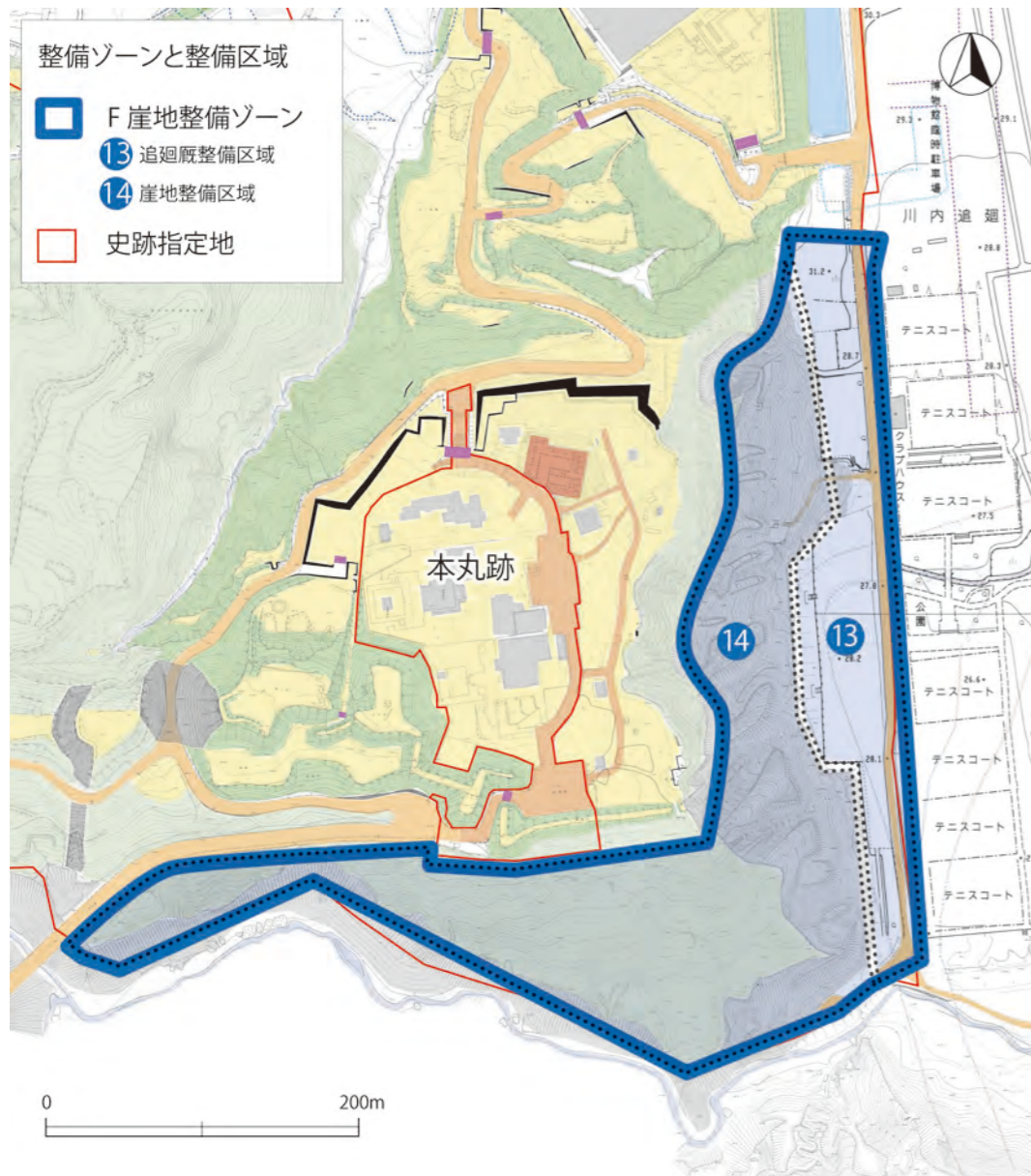


図 7-7 F 崖地整備ゾーン

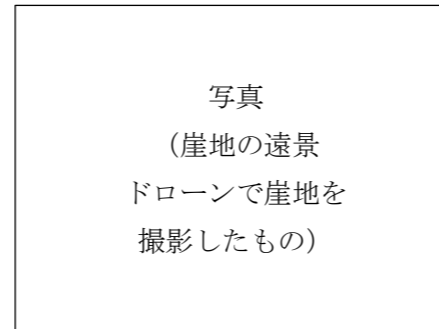


写真
(崖地の遠景
ドローンで崖地を
撮影したもの)

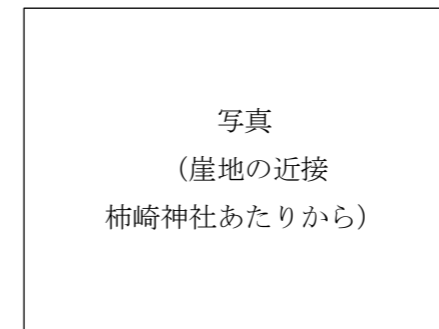


写真
(崖地の近接
柿崎神社あたりから)

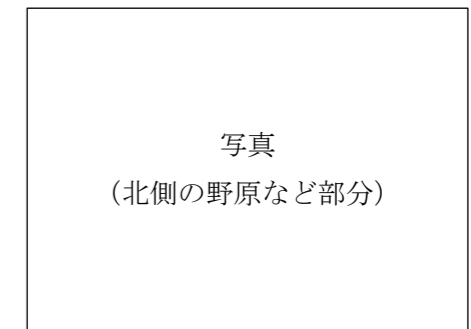


写真
(北側の野原など部分)

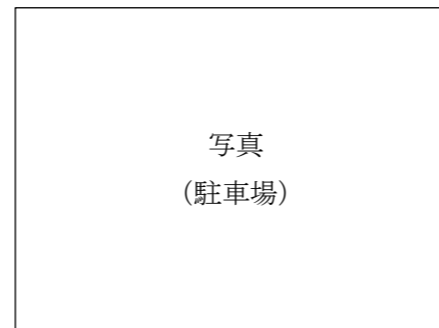


写真
(駐車場)

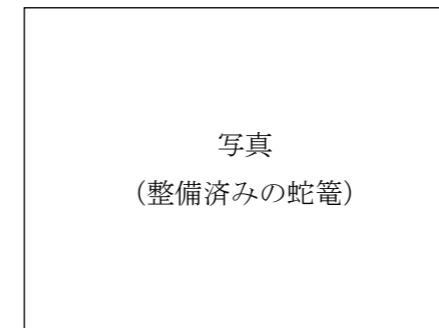


写真
(整備済みの蛇籠)

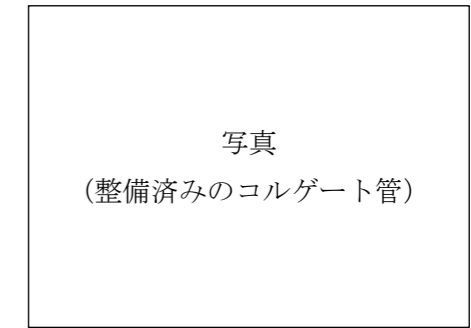


写真
(整備済みのコルゲート管)

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑬追廻厩整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 堀跡 城郭の一部としての自然地形 	テニスコート用の駐車場が設置されており、史跡であることが認識できない状態である。	→当面は駐車場として維持し、利用方法については関係部局と検討する。
		絵図により本区域に存在したと考えられる厩跡や河道との境界等の内容が不明である。	→計画的な各種調査を行い、その成果を積極的に公開するとともに、利活用の方針を検討する。
		崖面を見学するための動線設定とサインが不十分である。	→城の防御施設である崖面を来訪者が安全に見学できるよう、動線設定とサイン等の整備を目指す。
⑭崖地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪等の全体的地形 城郭の一部としての自然地形 	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	→崖地補強工事の範囲や工法について検討する。
		崖地から本丸縁辺にかけての樹木の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、市街地から城への眺望が阻害されている。	→遺構保護・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。

○整備ゾーンに含めない範囲

仙台北城跡には、「史跡指定地」と「史跡を目指す範囲」があります。「史跡指定地」のうち、所有者との調整等が必要な土地については、今回の整備ゾーンには含めませんが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努めます。また、「史跡を目指す範囲」についても、今回の整備ゾーンには含めませんが、遺構保存と活用が図られるよう関係者等と調整します。

ア. 史跡指定地

史跡指定地のうち整備ゾーンに含めない範囲は、本計画の計画期間では、現状の維持管理に努め、将来的に整備手法等の検討を行うこととします。範囲と本計画の計画期間における方針は、下記の通りです。

[平成 22 年度追加指定地（二の丸西部）]

この区域は、二の丸の西端部から二の丸外にかけての区域であり、二の丸の外郭を区画する堀跡や溝跡、武家屋敷などの存在が想定されます。現在は、更地や山林となっています。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸の主要な殿舎からも離れていることから、史跡全体から見て整備の優先度は低く、そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[平成 24 年度追加指定地（本丸跡西部）]

この区域は、平成 24 年度に追加指定された区域の南西部にあたります。本丸跡の西辺部の区域であり、切通や平場等の遺構があります。現在は、山林となっています。

市有地ではないことに加え、市道仙台北城跡線が通っていることから、園路の確保などが困難な状態です。そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[御裏林（水系整備ゾーンを除く範囲）]

この区域は、天然記念物青葉山に指定され、東北大学植物園として東北大学によって管理されています。区域内には、本丸へ続く尾根を遮断する堀切をはじめ、中世山城期と考えられる遺構などが存在しています。当該区域は、史跡指定範囲に加え天然記念物指定地であることから、関係機関と調整を行い、整備の在り方を検討する必要があります。

そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していきます。

イ. 史跡を目指す範囲

「史跡を目指す範囲」については、開発行為がある場合は、事前の発掘調査を前提とし、遺構に与える影響が最小限となるよう、引き続き協力を求めます。追加指定後は、本計画におけるいずれかの適切な整備ゾーンに設定し、その整備方針に基づいて、整備手法の検討等を行います。

【保存地区区分・本質的価値との関係】

本節で設定した整備ゾーンおよび整備区域と、『史跡仙台城跡保存活用計画』p.149・150で示した「保存地区」の種別や、第4章で整理した「仙台城跡の本質的価値」との関係は、下記の表のとおりです。

表 7-2 整備ゾーン・整備区域と保存地区・本質的価値との関係

保存地区	整備ゾーン	整備区域	本質的価値
第一種保存地区1・2	A	①御裏林整備区域	1 5
第一種保存地区1	A	②中島池・東丸（三の丸）堀跡整備区域	1
第一種保存地区1	B	③本丸御殿整備区域	1 2 3 4
第一種保存地区1	B	④本丸縁辺地整備区域	1 2 4
第一種保存地区1、 第三種保存地区	B	⑤本丸北西部整備区域	1 2 3
第一種保存地区1、 第三種保存地区	C	⑥大手門整備区域	1 2 3 5
第一種保存地区1	C	⑦二の丸詰門整備区域	1 2 5
第一種保存地区1	C	⑧扇坂下整備区域	1
第一種保存地区1	D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	1 3 4
第一種保存地区1	D	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	1 3
第一種保存地区1、 第三種保存地区	E	⑪登城路整備区域	1 3
第一種保存地区1	E	⑫造酒屋敷整備区域	1 4
第一種保存地区1	F	⑬追廻厩整備区域	1
第二種保存地区	F	⑭崖地整備区域	1 5

遺構保存および修復の手法については、以下のとおりです。また、全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行います。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の手法に基づいて、保存・修復を図ります。

(1) 地表顕在遺構の保存

①石垣

ア. 石垣カルテの作成

石垣の三面図（平面・断面・立面）を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）の作成を目指します。

イ. 日常の維持管理

日常的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣の傷みの原因となりうる樹木は、植生修景方針により、剪定や伐採を行います。また、石垣や石材の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行います。

ウ. 観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行います。

エ. 部分的な修復（(3) 遺構の修復で後述）

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、石垣のき損等が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

②土塁、曲輪、門跡の礎石、堀切、井戸跡など

ア. 日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形、き損が懸念される場合は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。

イ. 部分的な修復（(3) 遺構の修復で後述）

自然的要因（地震、大雨等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

③堀跡、池跡

※日常の維持管理と、部分的な修復については、②-ア、イと同様とし、下記ウを追加します。

ウ. 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。

④土塀

大手門北側土塀は、城内に残る唯一の近世構造物であることから、地表顕在遺構として保存していきます。

日常的な見回り点検を行い、変形やしっくい剥落等のき損を確認した際には、原状復旧等を行います。また、土塀表面に繁茂したツタ植物等については、しっくい等の保存のため除去作業を行います。

⑤城郭を構成する自然地形

仙台城跡の特徴ともいえる自然崖や竜の口溪谷などは、城郭の防御施設として城郭の基本的形状に組み込まれた重要な自然地形であることから、その保全に努めます。また、日常的な目視点検により、崩落等による地形の変形が認められた場合は、地形保全と安全性確保のため、補強工事等の実施はやむを得ないものとします。その際、工法や材質については遺構保存と景観に配慮した必要最小限のものとなります。

(2) 地下に埋蔵されている遺構の保存

①地下に影響を与えうる行為の規制

ア. 計画的な遺構確認調査の場合

城跡の実態把握のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存および将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮します。

イ. 工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとります。必要に応じて確認調査を行い、掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）や地下遺構の有無等を確認の上、工事による影響を抑えることとします。

②十分な盛土厚の確保

各遺構を保護するためには、発掘調査により遺構までの深さを確認し、十分な盛土厚を確保する必要があります。すでに発掘調査を実施した遺構については、その成果により必要な盛土厚を検討します。未調査の遺構については、今後の発掘調査成果に基づき必要な盛土厚を検討します。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護します。十分な深さが確保されている箇所については維持していくための整備を行います。

③地下水の影響への対応

各遺構への地下水の影響を確認する必要があります。地質調査が行われている場所については、その調査成果により地下水位の評価を行います。それ以外の場所については、必要に応じて地質調査を行い、地下水位の評価を進めます。

地下水位の影響が想定される遺構については、排水等の整備を進めます。

(3) 遺構の修復

各遺構がき損した場合の修復の手順および手法については以下のとおりとします。

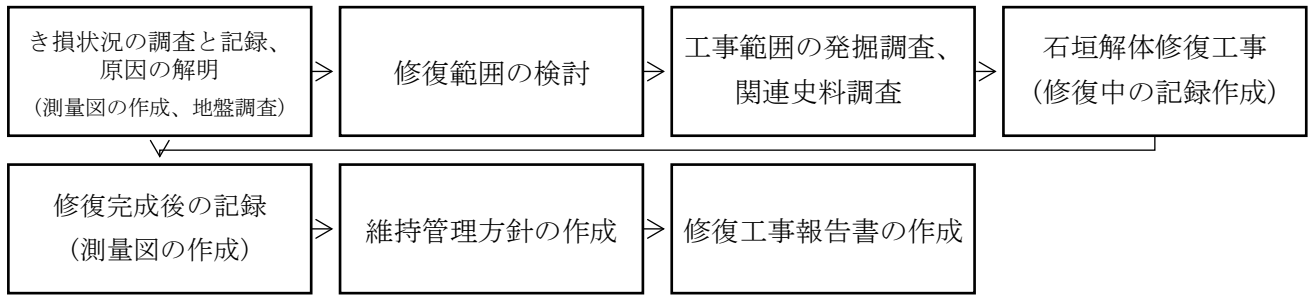


図 7-8 中門石垣修復時の様子

フロー図は、矢印の大きさ等、体裁を整える予定

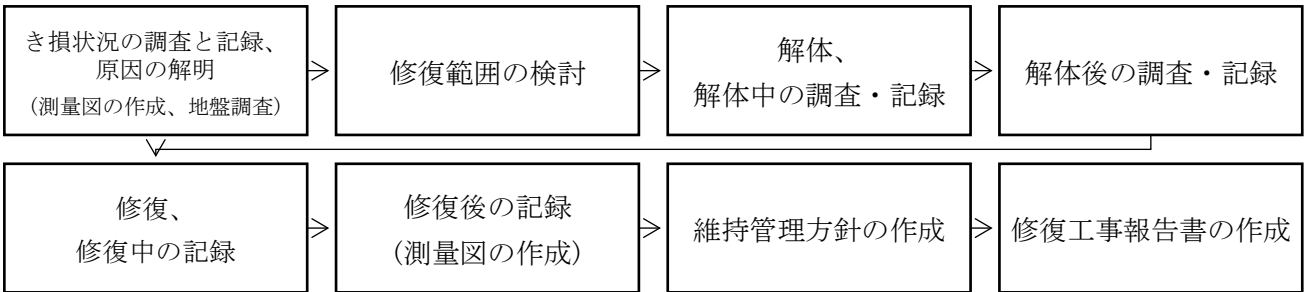
①石垣

石垣がき損した場合（仮に崩れた場合）は、石垣カルテを基に以下の手順で修復します。



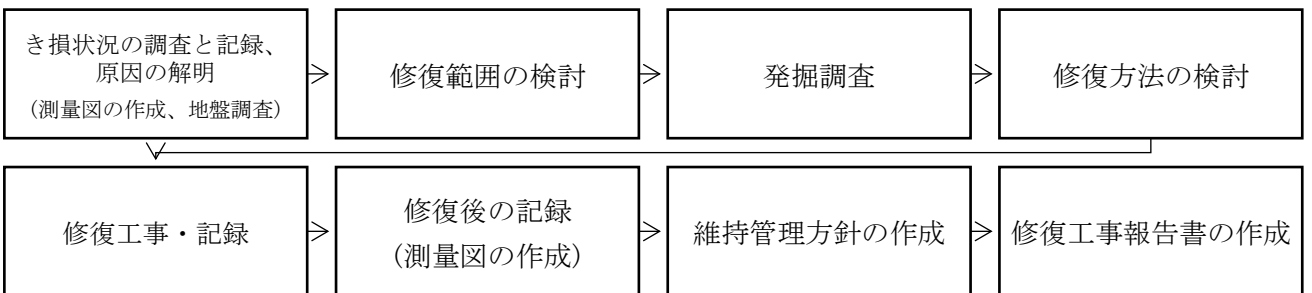
②土塀

土塀がき損した場合（崩壊時）は、以下の手順で修復します。なお、土やしっくい等の伝統的な材料を使用し、セメント等の材料は用いないことを原則とします。



③土塁・曲輪・堀、自然地形とそのほかの遺構

土塁等がき損した場合（崩壊時）は、以下の手順で修復します。



今後の整備事業を進めるにあたり、必要となる各種調査を計画的かつ継続的に実施します。各種調査実施にあたっては、史跡の保存および来訪者の安全に十分留意して行い、公開可能な調査成果については積極的な情報公開に努めます。

(1) 仙台城跡の実態解明

①発掘調査

発掘調査により仙台城跡の実態解明に努めます。調査は仙台城跡調査・整備委員会による指導・助言の下に実施します。また、調査による掘削は遺構保存の観点から必要最小限に留めます。

②史資料調査

文献や絵図等の史資料調査により仙台城跡の実態解明に努めます。

③そのほかの調査

植生修景方針に基づいた植生調査により、仙台城跡の植生を把握します。また、整備にあたっては、必要に応じて地盤調査等も実施し、整備地盤の状態を把握します。

(2) 地表顕在遺構の記録

石垣等の地表顕在遺構の測量調査を行い、現状を把握し記録します。これらの測量調査を継続的に実施することで、経年による変化を捉え、危険性を含む箇所を把握します。また、自然的・人的要因により地表顕在遺構がき損し修復が必要となった場合には、修復の基礎資料として測量調査の記録を活用します。

(3) 活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、来訪者の実態把握を行い、来訪者のニーズに合った活用方法の検討材料とします。

本計画における修景とは、史跡整備のため景観を整えることを指します。本節では史跡仙台城跡の景観を構成する植生や、様々な構造物等の要素について適切な修景の方針を定めます。

城郭らしい景観を形成しつつ、来訪者にとって安全で機能性をもった城内環境の実現を目指します。実施にあたっては、関係部局等と調整の上、整備・維持管理を行います。

(1) 植生修景方針

仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素となります。修景は、現行の『仙台城跡整備基本計画』（平成17年3月策定）に掲載されている「植生に関する計画」をもとに現状を考慮した方針を以下に定め、現状調査と修景の計画を策定の上、適切に実施していきます。

①植生調査

史跡範囲内の植生において、伐採・剪定、または保存の対象となる植生を把握するため、現地踏査と史資料による調査を行います。また、植栽における樹種選定のため発掘調査による過去の植生の調査を行います。

ア. 伐採・剪定の対象となる植生の調査

- 曲輪や石垣等の本質的価値をき損、またはき損の恐れがある植生、来訪者の安全に影響を与える可能性のある植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化するため伐採・剪定が必要な植生および、史跡整備において伐採が必要な植生を把握します。

イ. 保存の対象となる植生の調査

- 天然記念物青葉山に生育する希少な植生の史跡内での分布状況と鳥獣類が依存する植生について把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値の保存に寄与する植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化する上で、天然記念物青葉山の自然環境との調和を考慮して伐採・剪定を行う必要がないと判断される植生について把握します。

ウ. 過去植生の調査

- 発掘調査に伴って、花粉分析や樹種鑑定、生物遺体分析等を実施し、過去に生育していた植生を把握します。

②伐採・剪定による修景

植生調査の結果、伐採・剪定の対象と判断された植生は、適切に伐採・剪定を行い、城郭らしい景観の形成に努めます。なお、史跡をき損する植生と来訪者の安全性に影響を与える植生に関しては、その緊急性に応じて早急に伐採・剪定を行い、史跡の保存と安全な城内環境の確保に努めます。

③保存による修景

既に保存対象となっている天然記念物青葉山の植生等に加え、植生調査の結果、保存の対象と判断さ

れた植生は、『広瀬川の清流を守る条例』等の景観に関する規則(2-3-(2)P.30参照)や、『仙台市みどりの基本計画』等の景観計画(1-6-(3)P.7参照)で定められている自然環境の保全と整合した、適切な方法により保存を図り、青葉山の自然環境と調和した仙台城跡らしい景観の形成に努めます。

④植栽による修景

城郭らしい景観形成における天然記念物青葉山の自然環境との調和と、緑陰の配置等の来訪者の安全・快適な利活用を図るため必要と判断された場合、適切な植栽を行います。植栽は、樹高や樹形等の特徴を考慮した樹種、城郭らしい景観と地下遺構への影響を与えない位置等を十分に考慮したうえで実施します。なお、過去植生の調査によって、生育していた樹種等が判明している場合は調査成果に基づいた樹種選定を行います。それ以外の植栽は、城郭らしい景観と青葉山の自然環境との調和を考慮し、東北地方在来のものを選択し、外国産種および景観と調和しない種の植栽は原則行わないものとします。

⑤維持管理による修景

城郭らしい景観を維持するため、伐採・剪定、保存、植栽を実施した植生の維持管理を行います。また、本質的価値の顕在化および城郭らしい景観形成、城内の活用のため、繁茂する草本類の除草を継続的に実施します。



図 7-9 長沼西側の土塁の様子



図 7-10 本丸の眺望等の様子



図 7-11 国際センター駅からの眺望

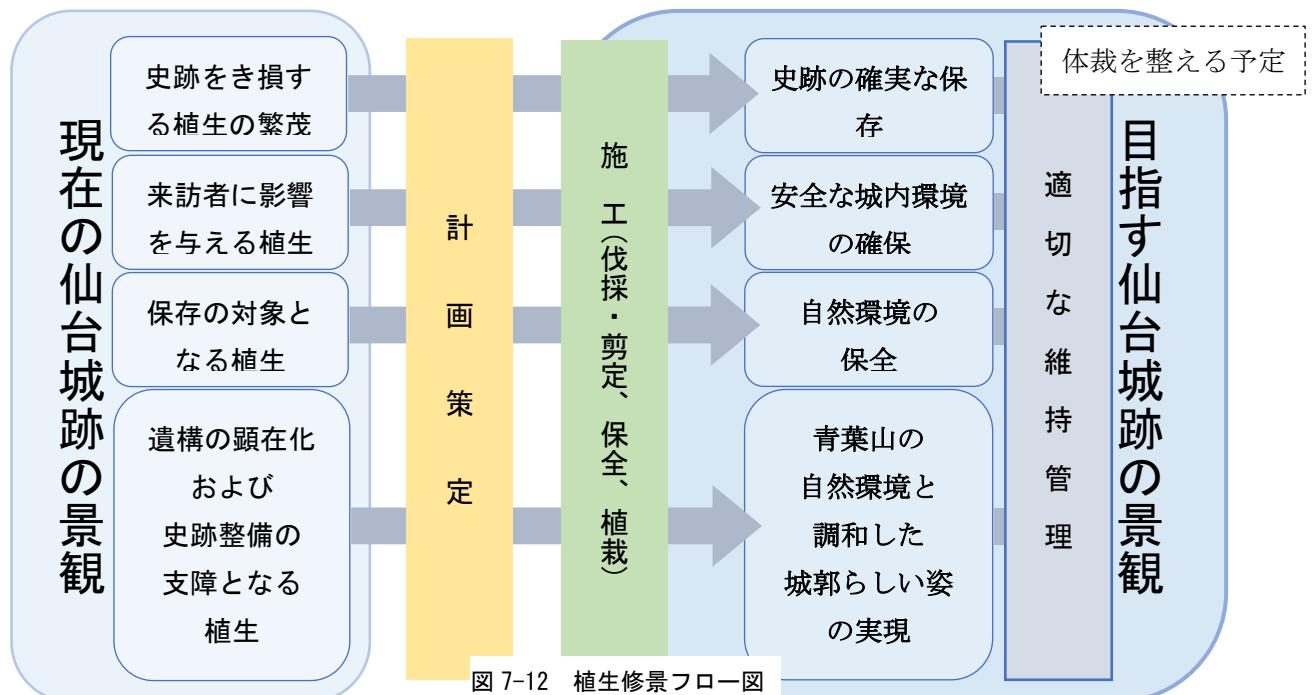


図 7-12 植生修景フロー図

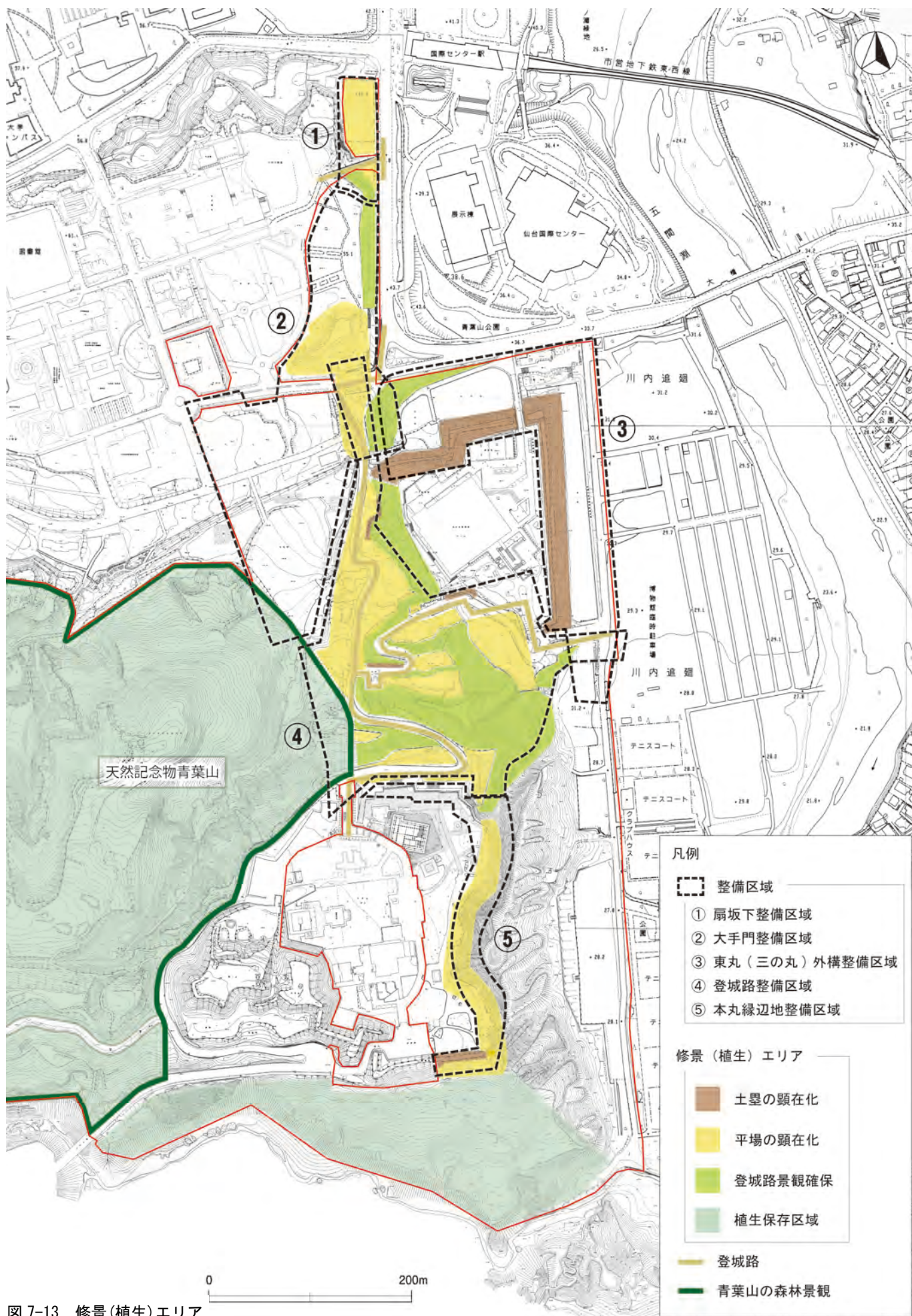


図 7-13 修景（植生）エリア

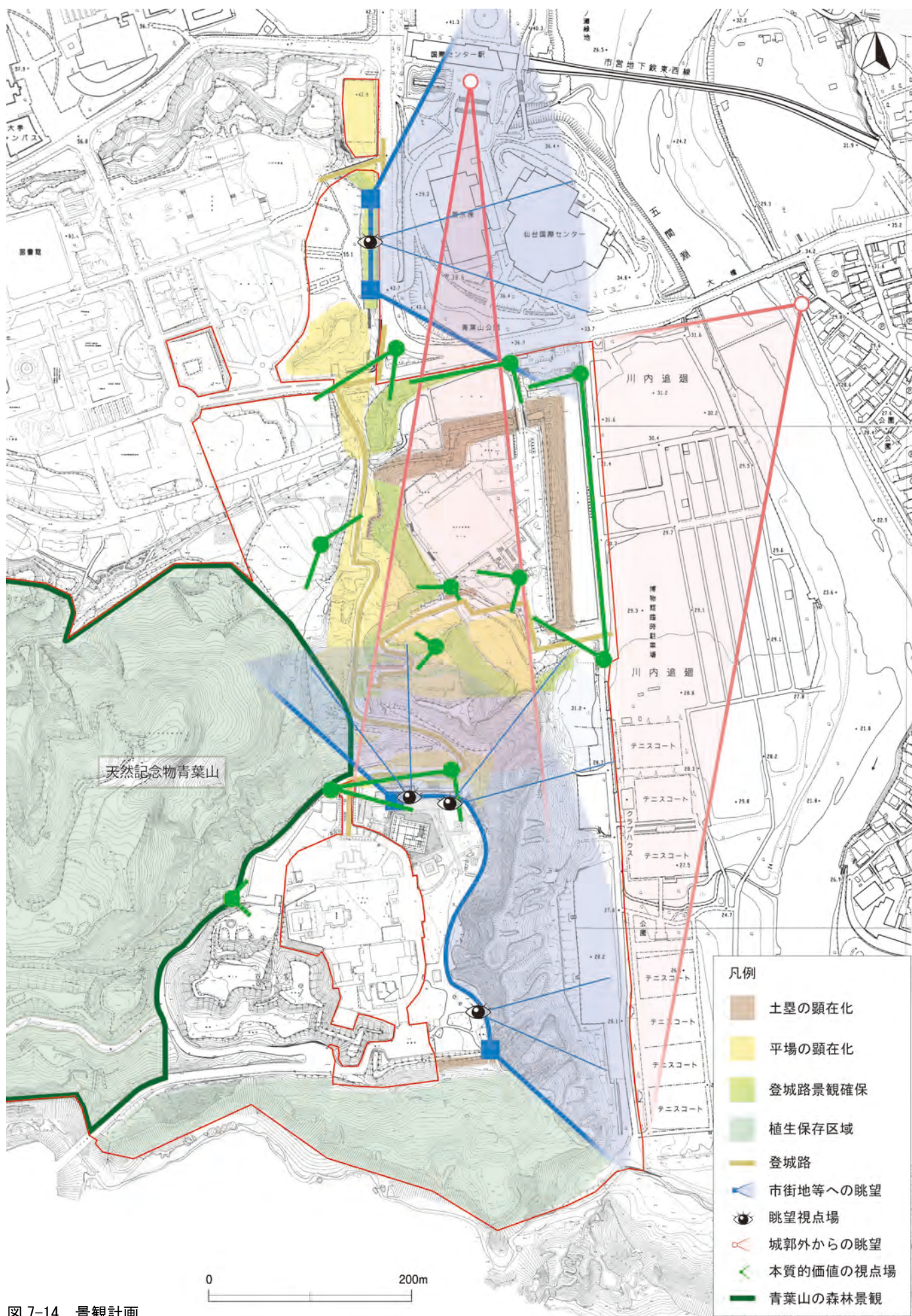


図 7-14 景觀計画

(2) 建造物の修景方針

仙台城跡の景観を構成する様々な建造物については、天然記念物青葉山と史跡仙台城跡が調和した景観を害さない適切なデザインである必要があります。なお、建造物は様々な来訪者を想定し、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮した休憩施設、照明施設、防災施設、案内・解説施設、園路等とします。それらの修景においては、形態、意匠、高さ、色彩等を考慮し、目立ちすぎず、史跡理解への誤解を与えない形状で、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮したデザインを目指します。

①新設について

仙台城跡において新たな建造物を設置する場合は、関係部局・機関と協議のうえ、既存建造物のデザインとの統一感を考慮した設計を行います。

②既設について

既存の施設を改修する場合は、必要に応じてデザインの見直しを検討します。

また、既存の施設のうち、修景の観点から不相当であると判断されるものについては、関係各所と協議、連携のうえ撤去を検討します。

(3) 市民協働による歴史的景観の保全に向けた取組みの継続

城郭らしい景観の保全を目的として、「仙台城跡を、自らの手で守り、次世代へ残す」という市民の意識を醸成するため、市民協働による石垣等の清掃や城内の除草・清掃活動等の取組を継続します。

個々の遺構表現の手法は、遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、本章1節で示した全体計画および地区区分計画と整合した整備を進めるものとします。

現状において仙名城跡で選択し得る遺構表現の手法は、遺構露出展示（地表顕在遺構）、遺構表示、遺構復元、歴史的建造物の再現の4つがあります。各種手法において対象となり得る遺構は表7-3に示しています。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われていますが、これについては、「7-7 案内・解説施設に関する計画」で後述します。

（1）遺構露出展示（地表顕在遺構）

石垣や土塁など地表に顕在する遺構を展示する手法です。史跡の遠景、近景および来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などをわかりやすく示すものです。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を徹底します。



図7-15 本丸北壁石垣

（2）遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模や形態等に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法です。本史跡では、大広間跡、巽門跡で平面的な遺構表示を行っています。

今後も、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、平面的な遺構表示について検討します。その際、建造物跡の平面的な遺構表示は、大広間跡の手法を基準とします。

また、立体的な遺構表示は、現状、本史跡では行っていませんが、かつて存在した各土塁を整備の対象として検討します。



図7-16 本丸大広間跡 遺構表示

（3）遺構復元

石垣、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所全体または一部の構造を復元または復元的に表現する手法です。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における調査研究の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとします。現状、本史跡では、遺構復元の整備は行っていませんが、東丸（三の丸）北側堀跡（現五色沼）の埋没部分等を整備の対象とします。

遺構復元の写真
（他史跡の事例で挿入予定）

図7-17 （遺構復元の写真）

（4）歴史的建造物の再現

文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について、「復元」・「復元的整備」の手法を定めています。本史跡の場合は、歴史的建造物の再現は、本史跡の価値の理解を深めるため行うこととします。

復元は、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法です。復元は、発掘調査や文献、絵図、測量図等の資料調査研究などにより、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報が必要となります。現状で国の基準を満たし、対象となり得るのは、大手門、大手門脇櫓、大手門北側土塀、巽門となります。



図 7-18 消失前の大手門
(仙台市博物館所蔵)

復元は、発掘調査により判明した遺構を保護した上で、その直上に建設するものとします。原則として、復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲します。また、復元箇所の地盤および周辺構造物の強度等についても調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮した整備を図ります。

復元的整備は、現在は失われた歴史的建造物について、裏付けが十分ではない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法です。対象となり得る遺構については、国の基準等を踏まえながら検討します。復元的整備に際しても、基本的に復元時に留意する事項を踏襲するものとします。

なお、歴史的建造物の復元及び復元的整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一体的な整備のもとで行うものとします。また、情報が十分な場合でも、活用上の優先度等の条件により、「遺構表示」とする場合もあります。

今後、発掘調査等による実態解明や財源確保等の条件が整った場合に遺構表現整備の対象とする遺構は、表 7-3 のとおりです。

表 7-3 遺構表現の手法と対象とする遺構

遺構表現の手法		整備区域	対象とする遺構	
遺構露出展示 (地表顕在遺構)	地表に顕在する遺構をそのまま展示する。	②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩⑪⑫	現存する石垣、土塁、堀跡、堀切	
遺構表示	遺構の規模・配置・形態・性質等を模式的に表示する。	③	本丸御殿跡	
		④	巽櫓跡、井戸跡、懸造跡	
		⑤	西門跡、城番所跡、西門脇の櫓跡	
		⑧	扇坂下厩跡	
		⑩	子門跡	
		⑪	清水門跡、中門跡、井戸跡、沢門跡、土塁	
遺構復元	現在失われている石垣・堀・池等の遺構を復元する。	②⑥	中島池跡	
		⑩	五色沼(西部)、長沼(北部)、巽門跡南東の堀跡(馬出堀)	
歴史的建造物の再現	復元	現在失われている建造物を多岐に渡る正確な情報をもとに忠実に再現する。	⑥ ⑩	大手門跡、大手門脇櫓、大手門北側土塀 巽門跡
	復元的整備	現在失われている建造物を復元の基準にもとづき、情報を多角的に検証、もしくは利活用のため一部を変更して再現する。	※復元的整備の対象となり得る遺構については国の基準等を踏まえながら検討します。	

令和元年度の仙台市を訪れた観光客入込数は、約2,100万人を数えます(『仙台市観光統計基礎データ』より)。来訪者は主に飛行機・鉄道・自動車を利用して訪れています。

一方、これまで仙台城跡の来訪者の多くは、交通手段の関係から本丸に直接訪れてしまうことと、登城路や二の丸、東丸(三の丸)等の整備が進んでいない等の理由により一部区域の見学で終え、仙台城跡の本質的価値の理解を得られていないと考えられます。そこで、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の姿や本質的価値を周知するため、ここでは二つの大手道(築城期の巽門ルートと近世期の手門ルート)の歴史的意味付け(ストーリー付け)を重視した各見どころを経由し、途中の施設との連携が図れるような回遊モデルコースを検討します。

なお、本節に係る、修景(植生)やサイン板等の案内・解説施設、休憩施設等の便益施設は、それぞれ「7-4 修景に関する計画」、「7-7 案内・解説施設に関する計画」、「7-8 便益施設に関する計画」で内容を述べるものとします。

(1) 回遊モデルコースの設定

来訪者に仙台城跡の姿や本質的価値を周知できる回遊モデルコースを設定します。

まず、全てのコースは、各主要アクセス拠点から各ガイダンス等施設(仙台市博物館、公園センター等)に立ち寄り、仙台城について学んでいただくところから始まります。

そして、各「基本コース」のスタート地点へ向かい、散策することになります。「基本コース」は、築城時の登城路であった巽門から本丸へ向かう「戦国登城コース」、二の丸が造成され大手門から本丸へ向かう「藩政の中核コース」の2つを設定しました。どちらのコースも、本丸の入口である詰門跡から先、本丸内の散策は共通したコースとなります。本丸では、ガイダンス等施設として仙台城見聞館に立ち寄ることを推奨しています。決まった復路は示していませんが、往路と別のコースを選択し楽しむことができます。

また、「基本コース」に追加して、仙台城の地形や水等の利用について体感できる「理解を深めるオプション」も設定しました。

所要時間は、コース内の各ポイントを見学することを考慮した時間としています。「※」は手動車いすや移動する際の所要時間となります。ただし、階段のあるコースは、階段を登り切った地点からの所要時間とし、急勾配や段差の多いコースは、対象から外しています。

なお、本回遊モデルコースは、計画の整備が全て完了した際に散策できる設定としています。

※ p76「図7-21 回遊モデルコース」で、本計画策定時現在、散策不可の場所は細かい点線で示していますので、整備が完了するまで立ち入りはご遠慮ください。

これら回遊モデルコースは、来訪者の要望に応じて、ガイド団体(仙台城ガイドボランティア会等)とともに散策することにより、より詳細な情報を得ることができるよう、ガイド団体との連携・調整を行います。

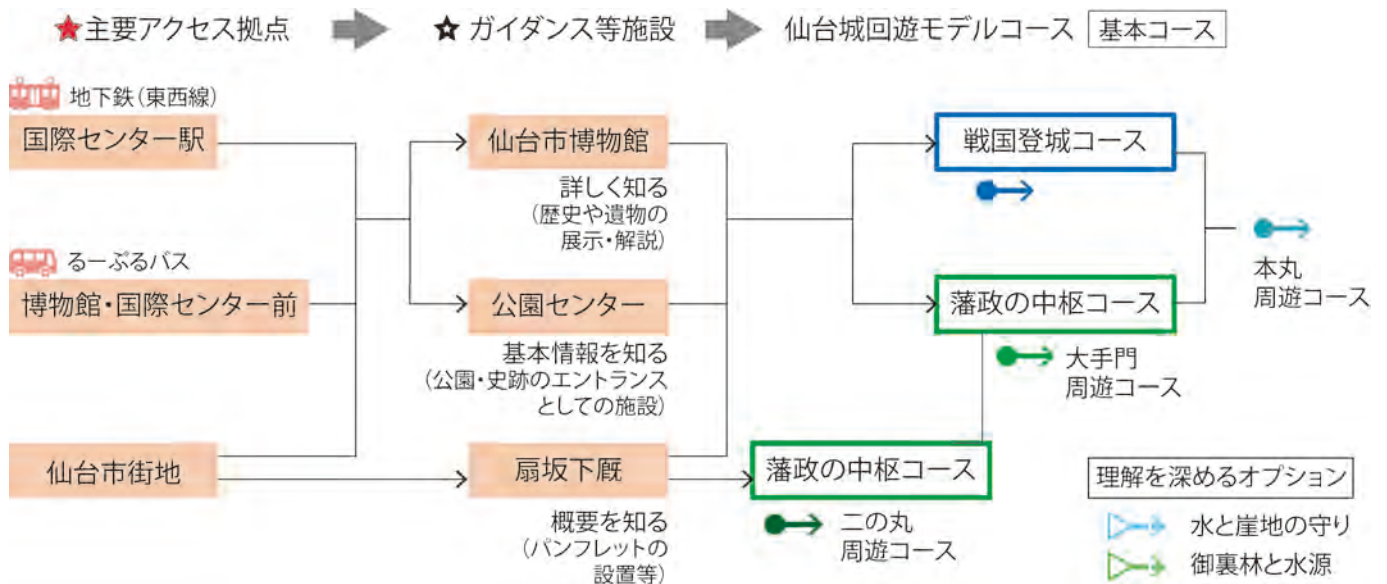


図 7-19 主要アクセス拠点からモデルコースへのイメージ図

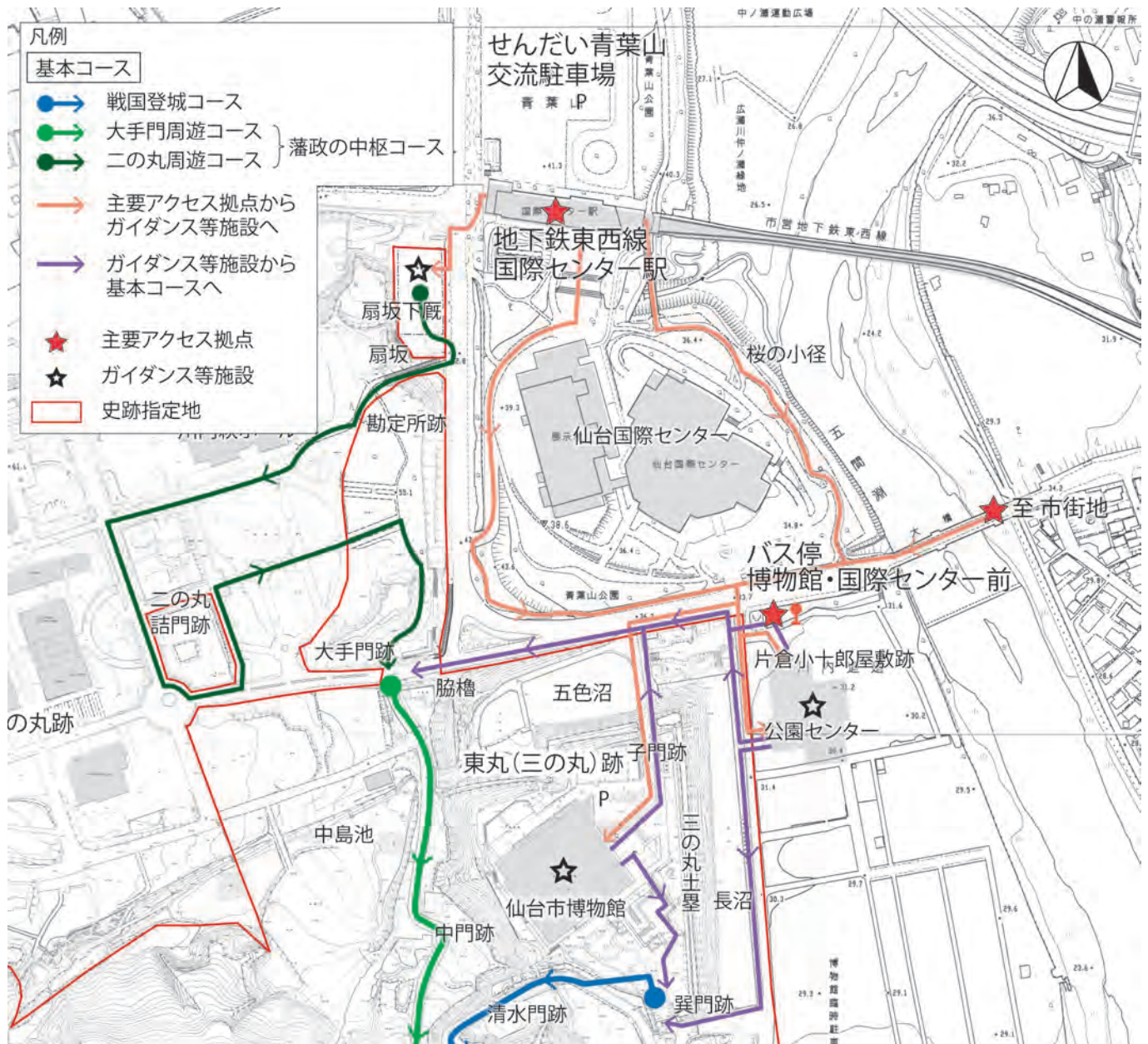


図 7-20 主要アクセス拠点から基本コースへのルート

基本コース

コース名	所要時間 (片道)	解説
<p>戦国登城コース</p> <p>ポイント： 巽門跡、造酒屋敷跡、清水門跡、 沢門跡等、各石垣</p>	<p>約30～45 分 (約600 m)</p>	<p>巽門跡をスタート地点とし本丸跡に至る、築城期における山城として防御性を重視した大手道です。登城路の傾斜や屈曲の多さ、曲輪の配置など、戦を想定した城郭の構造を体感することができます。コース上には、全国的にも大変珍しい城内で職人が酒を造っていた造酒屋敷跡や、清水門の名の由来となった井戸跡、石垣等の見どころがあります。</p>
<p>藩政の中枢コース</p>	<p>約1時間</p>	<p>※ i と ii に分かれます。</p>
<p>i 二の丸周遊コース</p> <p>ポイント： 扇坂下厩、扇坂、勘定所跡、 二の丸詰門跡、土塀</p>	<p>約30分 (約1km) ※約30分</p>	<p>扇坂下厩をスタート地点とし大手門跡付近に至る、二の丸跡の一部をめぐるコースです。江戸時代の大部分を通して藩政の中枢で合った二の丸と、二の丸に登る扇坂、二の丸の入口であった二の丸詰門跡、現存する唯一の近世の建築物である土塀等の見どころがあります。</p>
<p>ii 大手門周遊コース</p> <p>ポイント： 大手門跡、大手門脇櫓、中門 跡、各石垣</p>	<p>約30分 (約600 m) ※約1時 間</p>	<p>大手門跡をスタート地点とし本丸跡に至る、大手門完成後における近世城郭としての威容や機能性を重視した大手道です。大手門跡や再建された大手門脇櫓、石垣等の見どころがあります。 またこの大手道から、大手門跡、城下(現市街地)へ向かうと、大橋、大坂、大町といった「大手」にちなんだ名称や城下建設時の基軸となった歴史的経緯など、史跡と現市街地の密接なつながりを感じることもできます。</p>
<p>共通 本丸周遊コース</p> <p>※「戦国登城」「藩政の中枢」コースのいずれかで本丸跡(詰門跡付近)まで登城したあとのコース</p> <p>ポイント： 眺望(政宗ビュー)、本丸詰門跡、 仙台城見聞館、石垣モデル、懸造 跡、巽櫓跡、大広間跡、西門跡</p>	<p>約30分～ 1時間 (約1km) ※約30分 ～1時間</p>	<p>仙台市街地への眺望(政宗ビュー)を楽しみ、目を見張る広さの大広間跡を体感した後、修復した石垣モデルや仙台城見聞館で伊達文化に触れることができます。 さらに本丸詰門跡・懸造跡・巽櫓跡を辿ることで、仙台城跡が本来備えていた威容を感じ、太平洋を望む絶景とともに政宗の城づくりにかける気概に想いを馳せることができます。 余裕のある方は、西門跡や埋門跡へも足を延ばしてもらい、城内で最も残りの良い虎口(本丸の入口)とその石垣を見ることで、城郭としての守りの固さを体感できます。</p>

理解を深めるオプション

コース名	所要時間 (片道)	解説
<p>水と崖地の守り</p> <p>ポイント： 鏡池、五色沼、長沼、広瀬川、竜の口溪谷(入口)、崖地</p>	<p>約1時間 (約3km)</p> <p>※約1～ 1.5時間</p>	<p>自然を利用した仙台城跡の城郭構造を知るコースです。御清水から流れ込む水が作る中島池・五色沼・長沼や広瀬川と、広瀬川や竜の口溪谷によって作られた本丸跡の崖地が見どころです。</p>
<p>御裏林と水源</p> <p>ポイント： 御裏林、御裏林内の遺構、御清水</p>	<p>約30分 (約2km)</p>	<p>豊かな自然林である青葉山を堪能しながら、仙台城跡の水源等をめぐるコースです。仙台城の後背地に当たる防衛上重要な場所であった御裏林とそこに残る遺構、城の水源地である御清水が見どころです。</p>

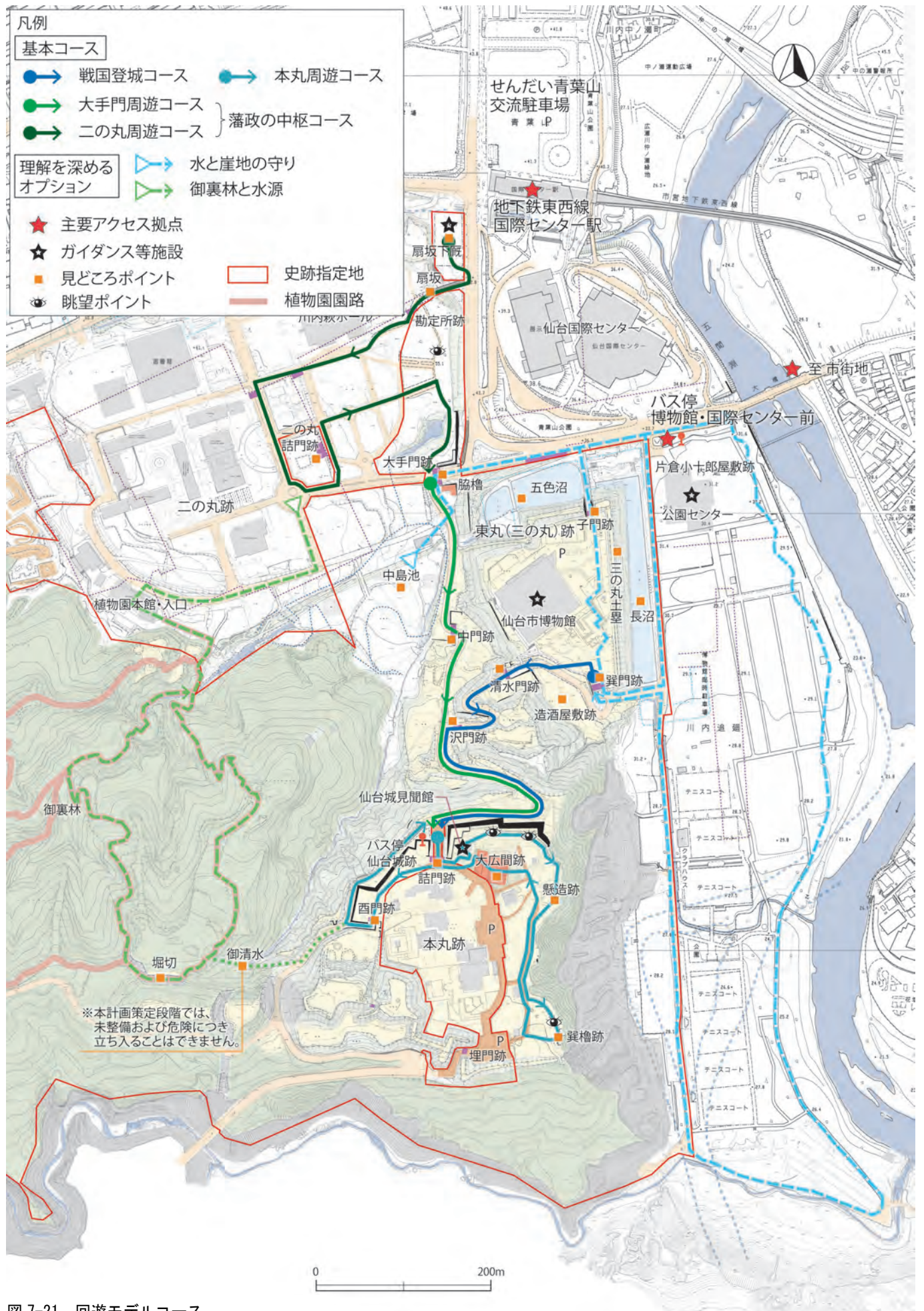


図 7-21 回遊モデルコース

(2) 避難ルート・避難場所の設定

仙台城跡は、これまで地震や大雨による石垣等の破損や変形、崖面の崩落等、災害の被害を受けてきました。近年では、東日本大震災時に石垣や土塀が破損・変形しましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

ハザードマップでは、水害・土砂災害に関しては、指定地の一部が土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定され、指定地東隣接地の追廻地区から国際センターの東側にかけて、早期の立ち退き避難が必要な区域に指定されています。地震に関しては、地震の規模がマグニチュード7.5～7.9の際、仙台城跡付近は震度5強～6強が想定されています。

今後も災害時の来訪者の安全を確保するため、避難ルート・避難場所を定めます。

避難場所については、仙台市で整備している最寄りの避難所とします。仙台城跡最寄りの地域避難場所（一時的な避難広場）は、宮城県仙台第二高等学校と評定河原グラウンドです。また仙台城跡最寄りの指定避難所（避難生活を送るための場所）は、立町小学校と片平丁小学校となります。これらの避難所へのルートは全て、指定地北側（大手門跡や国際センター前）を通るルートとなることから、指定地内から指定地北側への避難ルートを設定します（図7-22 指定地内からの避難経路を参照）。

指定地北側まで移動したあとは、上記のいずれの避難所へ移動するかは、各災害の状況を加味し判断することとします。

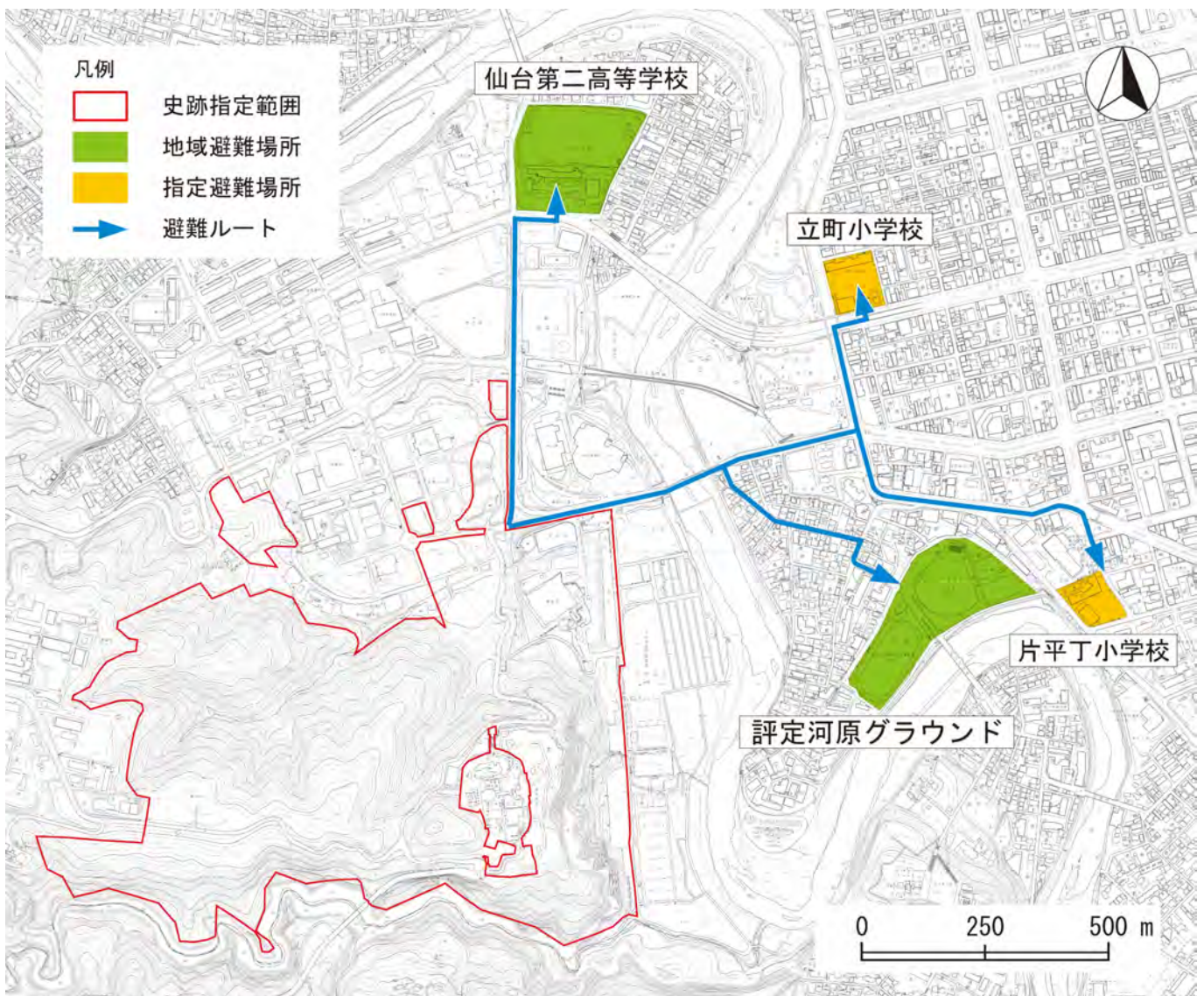


図7-22 指定地内からの避難経路

仙台城跡における案内・解説施設は、ガイドンス施設とサイン施設が主な施設となります。これらの施設は、来訪者に対し史跡の価値の周知・理解を促し、史跡内の快適な回遊を補助する役割を持ちます。以下では、案内・解説施設の取扱いと整備の方針を示します。

(1) ガイドンス施設について

仙台城跡のガイドンス施設は、現在、仙台城跡見聞館や仙台市博物館、東北大学植物園本館、民間の展示資料館があり、今後、青葉山公園にガイドンス機能を含んだ（仮称）公園センターの建設を予定しています。本項では、仙台城跡のガイドンス施設について、今後の整備等の方針を述べます。

1) 既存ガイドンス施設

仙台城跡のガイドンス施設として、以下のものがあります。

仙台城見聞館

本館は、本丸跡北西部に平成18年（2006）に建設された木造平屋建ての施設であり、便益施設としてトイレが付属しています。館内では、仙台城跡の歴史や発掘調査の成果、石垣修復工事等の映像資料を展示しているほか、出土した遺物や大広間の模型、大広間上段の間背面部を原寸大で再現したものを展示しています。



図 7-23 仙台城見聞館（内部）

仙台市博物館

本館は、昭和36年（1961）に開館し、昭和61年（1986）に鉄筋コンクリート2階建ての博物館として全面新築しています。

基本的に仙台市の歴史等を展示・研究・学習する施設ですが、平成19年（2007）度に策定した「仙台城ガイドンス機能拡充等基本計画」に基づき平成21年（2009）度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安五年（1652）銘石材や、ヨーロッパ産ガラス器なども展示しています。



図 7-24 仙台市博物館

東北大学植物園本館

本館は、昭和33年（1958）に植物園とともに公開を開始し、平成7年（1995）に新築したものです。

植物園の約8割が天然記念物青葉山に指定されていることから、基本的に植物を中心とした展示を行い、一部植物に関連する形で仙台城跡の紹介をしています。

掲載内容の詳細は、東北大学と要協議

青葉城資料展示館

本丸跡に位置する民営のガイドンス施設で、伊達家や仙台藩、仙台城に関する資料や模型等の展示を行っています。

2) ガイダンス施設整備方針

ガイダンス施設について以下のとおり整備方針を定めます。7-6-（1）で前述したとおり、回遊モデルコースを散策する前にいずれかのガイダンス施設で仙台城について学ぶこととなります。また、来訪者が自由に情報収集できるよう、城郭全体をカバーする範囲でのWi-Fi整備を検討します。

①仙台城見聞館

仙台城見聞館は本丸跡を中心として城郭全体の価値を伝える施設として位置づけ、整備を行います。

館内展示は、規模ならびに構造から展示スペースの見直しは困難ですが、発掘調査成果などをはじめとする各種調査成果や整備の進展について速報展示するなど、定期的な内容更新に努めていく必要があります。また、誘導サイン等の整備を今後進め、多くの方々の利用を促す必要があります。

本館は、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、当面、館の維持管理、誘導サイン等の設置、展示内容の更新に努め、今後、本丸整備ゾーンの調査や整備の検討に合わせ、本館の位置や機能、規模の再検討を行うものとします。

②仙台市博物館

仙台市博物館は、仙台城跡の導入部にある仙台城跡の本質的価値について詳細に学べるガイダンス施設として位置づけ、整備を行います。

仙台城跡のガイダンス施設としての機能を有することから、城内の回遊性が高められるよう連携を図り、城跡に関する展示や学習活動の充実に努めます。また、本館は築34年が経過し、さらにこの間に東日本大震災に被災等していることから、館の劣化状況等に注意を払うとともに建物の劣化度の把握に努め、健全に利用できる間は維持し、必要な場合には建て直しを含めた検討を進めることとします。

掲載内容の詳細は、東北大学と要協議

③東北大学植物園本館

東北大学植物園本館は、天然記念物青葉山の植生と、史跡仙台城跡との関係性について学べる施設として位置づけ、連携を図ります。

植物園の来訪者にも、天然記念物青葉山が仙台城跡の一部であることをより理解いただける展示となるよう、東北大学と連携・協力を進めます。

「公園センター」は名称決定次第、変更予定

④青葉山公園（仮称）公園センター

現在整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、仙台城跡の導入部に位置し、来訪者が理解しやすい簡易的なガイダンス機能を含んだ施設で、青葉山公園との関係性や案内を行う施設として位置づけ、連携を図ります。

平成29年（2017）4月に策定した「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」では、当センターの機能コンセプトを「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能（楽しむ）、飲食・休憩機能（憩う）、体験・交流機能（集う）の3つの機能を備えるとしています。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備の計画も予定されています。

建設予定地は、史跡指定地に隣接するため、施設の外観意匠や構造が仙台城跡の価値を損なわないよう、



図 7-25 公園センター外観イメージ

施設を所管する公園課と施設の詳細について検討・調整し、合わせて仙台城跡の見学等について連携を進めます。

(2) サイン整備計画

仙台城跡に設置のサインは、平成18年（2008）度策定「仙台城跡サイン設置実施設計」および平成24年（2012）度策定「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、デザイン等の統一を図っています。今後もこのシステムに基づいた形状・デザインで、城内の回遊性や仙台城跡について理解していただけるようサイン設置を行い、7-6-(1)で設定した回遊モデルコースにおいて重点的に整備を進めます。

配置に際しては関係部局と調整を行い、青葉山公園（仮称）公園センターの建設に伴う回遊モデルコースの新たな起点での設置については、公園整備事業との連携を図ります。他部局による新たなサイン設置については、乱立を防ぐため関係課同士で調整を行います。

また、城内の既存サインは、平成29年（2017）に、設置者・設置年・規格・内容・劣化状況等に関する状態把握調査を行っています。今後、調査内容に基づき、安全性・内容・景観・劣化の観点から不相当と判断されるサインについて、関係課と協議のうえ、それぞれ修復や移設・撤去等を進めるものとします。



図 7-26 遺構保護に配慮したサイン（大手門脇櫓前）

①案内サイン（広域）

主に仙台城跡散策の起点に設置しており、仙台城跡全体図、現在地や各遺構の場所、ルート等の内容を表しています。当該サイン付近の遺構の解説を載せているものもあります。今後は、仙台城跡来訪者の利便性を向上させるため、地下鉄東西線「国際センター駅」や青葉山公園（仮称）公園センター付近への設置を検討するとともに、最新の情報提供ができるよう版面の更新を行います。



図 7-27 案内サイン
（国際センター正面交差点）

②誘導サイン

仙台城跡散策の各起点、ルートの分岐点等の要所に設置しており、矢羽根型を用いて、行き先と方向・距離を示しています。7-6-(1)で設定した回遊モデルコースの整備状況に合わせ、新設や既存サインへの追加等を行います。



図 7-28 誘導サイン（仙台城見聞館南）

③解説サイン

仙台城跡の主要な遺構において、その遺構名を知らせ、写真や絵図等とともに解説を載せています。案内サインと兼用している場合もあります。また、石垣等の災害復旧に関する解説サインも各所に設置しています。今後も、来訪者の史跡に対する理解を深めるため、主要な遺構等のある場所に設置するとともに、最新の情報が提供できるよう版面の更新を行います。



図 7-29 解説サイン（中門跡）

④眺望サイン

城のビューポイントである本丸北東と二の丸東辺に設置しており、城の“いまむかし”を絵図と写真による対応で示しています。今後の修景（植生）による眺望確保に伴い、特に本丸整備ゾーンでの充実を図り、併せて本丸跡内部における回遊性の向上を図ります。具体的には、本丸南東部巽門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサインを設置します。今後設置する版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望（政宗ビュー）に関する仙台城の歴史に伴うエピソード等や、当該設置箇所から望むことができる「仙台城跡に関連する歴史資産」を載せ、来訪者の興味・関心に応えます。



図 7-30 眺望サイン（本丸北東）

⑤制御サイン

制御サインは、来訪者が安全・快適に城内を散策できるよう、来訪者の活動の一部を抑制するためのものです。仙台城跡内の回遊性向上に伴い、使用禁止のもの、立入禁止の箇所等を周知するサインの設置を行います。



図 7-31 制御サイン例
(東京都千代田区・史跡江戸城跡)

⑥史跡標識

史跡仙台城跡の所在を示すものとして、長沼北東、大手門跡北、本丸北東に設置しています。史跡名称・指定日・建設年月日・「文部科学省」の文字を彫っています。材質や記載すべき事項は、国が定める「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」によって定められています。史跡標識は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者に史跡の存在を示す重要なポイントになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努めます。来訪者の回遊を促す拠点づくりを目的に増設を検討します。



図 7-32 史跡標識 (長沼北東)

(3) パンフレット・リーフレット設置の計画

現在は、仙台城見聞館内にものみ、史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを準備しています。今後は、本節(1)で言及したとおり、新たに整備される青葉山公園(仮称)公園センターのほか、各拠点(地下鉄東西線「国際センター駅」や、扇坂下厩の東屋(予定)等)と連携し、それらの施設来訪者への周知を図るため、リーフレットの設置を進めます。

(4) 関係団体施設整備

NPO法人仙台城ガイドボランティア会は、現在、本丸跡を中心に来訪者への城のガイド活動を行っています。今後は、青葉山公園(仮称)公園センターもガイド活動の拠点にできるよう、担当部署と連携・調整を進めます。

(仮称)公園センターでは、ガイド活動を行う団体同士の交流・調整が図られ、これまで以上に各来訪者のニーズに応じたガイド活動を行えることが期待できます。

※(仮称)公園センターでは、青葉山公園および仙台城跡等の周辺について学習できる機能を持たせ、民間活動団体が交流できるホールを設ける予定となっています。

便益施設等は、景観に配慮した統一的なデザインとします。

なお、便益施設の整備は、7-6-(1)で設定した回遊モデルコース上で重点的に進めます。

(1) 便益施設

① 休憩施設

史跡内の来訪者の動線に配慮し、必要に応じ設置するものとします。

本丸跡縁辺地整備区域は、関係部局と調整の上、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置を検討します。また、登城路整備区域（清水門南側平場・沢曲輪・中曲輪）や造酒屋敷跡整備区域で来訪者が休憩するためのベンチ等を設けます。

そのほか、沢曲輪には休憩施設としてあずまやの新設を検討します。

いずれの場合も、意匠や材質等は、周囲の景観になじむもの（木材・石等）とします。

② トイレ

今後、青葉山公園（仮称）公園センターに新設されることから、本計画では新設は行いません。ただし、今後の整備で必要と判断された場合は関係部局と検討・協議します。

③ 照明

異門からスタートする戦国登城コース（登場路整備区域）には現在、照明設備がありませんが、今後の夜間利用に向けて、沢門跡周辺までの園路と各曲輪の崖際にはフットライトを設けます。

④ 園路および園路付随の便益施設

車道の脇に設置された園路は、幅員が狭いことから、来訪者の歩行に支障をきたす可能性があるため、改善に向けた検討が必要になります。登城路整備区域では、往時の登城路を土舗装等によって明示します。さらに、足腰が弱い人に配慮し、登城路での休憩施設の設置を行います。また、登城路の急勾配な箇所には手摺等を設けます。これらの整備は基本的にバリアフリーを意識した設計とします。

(2) 扇坂下整備区域周辺の案内便益施設

国際センター駅から扇坂より二の丸へ上がり、大手門に至るルートへの誘導案内機能をもった施設（東屋等）の設置について検討します。施設設置は、本区域は厩であったことを踏まえ、その歴史性を活かしたものとします。例として、レンタサイクル「仙台コミュニティサイクル DATE BIKE」のポート新設や、電気自動車の発着地点としての整備等、回遊手段の提供を検討します。

(3) 防災・安全対策施設

高所や崖地に面した箇所では、侵入防止（ロープ等）や転落防止（縦格子策）を行います。

これら防災・安全に関する施設は、庁内防災担当部局と協議のうえ設置等を行います。また、付近に生息する野生動物への対策や消火施設の設置について関係部局と協議のうえ、検討を進めます。

城郭の基本形状となっている自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた地形の復元を図ります。なお、地形の保全や復元等に当たっては、関係部局と調整の上、適切な整備・管理を図ります。

(1) 仙台城跡に残る地形の保全や復元

仙台城跡には、大きく3種類の地形があります。

①自然地形

人工的な変形を受けていない本来の地形

②中世および藩政期の城郭整備を示す人工地形

築城及びその後の城郭造成に伴い形成された地形

③築城以前の変形および近代以降に改変された地形

仙台城として機能していた時期を除いた時代に改変された人工地形

なお、これらのうち①・②と③が重複する場合は、①・②の保存・整備を優先します。

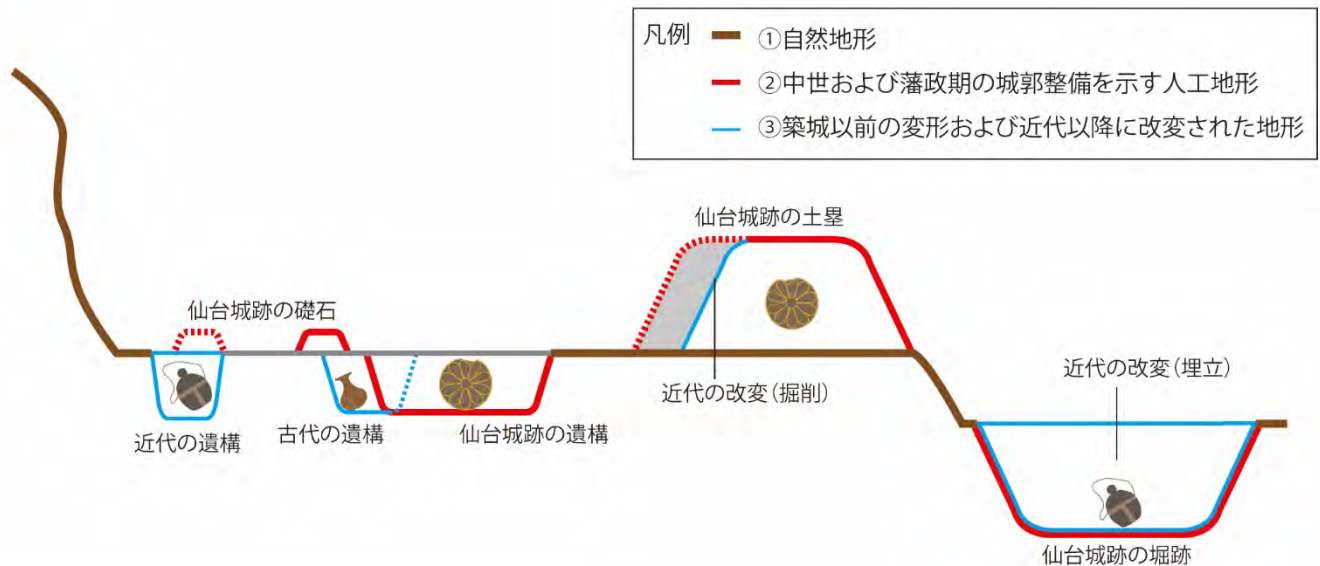


図 7-33 仙台城跡の地形や遺構関係のイメージ

①は、本丸南および東の崖面（崖地整備区域）で、雨水等により浸食されている箇所が該当します。また、追廻厩整備区域には、崖地整備区域から土砂の流出があります。これらについては、現地状況を調査したうえで対応範囲を検討し、法肩部分は崩落が進まないような対応、斜面部分は崩落・落石・土砂流出を防ぐ対応による、地形保全および遺構保護を行います。

②のうち③の近代以降の要因によって改変されている地形は、中島池および巽門跡南東の堀（馬出堀）が該当します。これらについては、仙台城跡の本質的価値を顕在化するため、堆積土を除去し復元を行います。ただし、中島池は、他整備区域を工事する際の作業ヤードとして利用するため、その利用が終わった後に復元整備を行います。巽門跡南東の堀（馬出堀）は、「青葉山公園整備基本計画」でも復元することが計画されているため、連携して復元整備を行います。東丸（三の丸）外構の堀跡（現、五色沼）も一部、近代以降に埋め立てられて堀の幅が狭くなっていますが、こちらは現状維持とし、今後も維持管理を継続します。

また、大手門登城路および巽門登城路、登城路や堀等に付帯する土塁は、道路築造や公園整備により改変

を受けています。どちらの登城路も現状市道として機能しているため、当面は現状維持とします。登城路の完全な地形復元に際しては、廃道の手続き等が必要となります。巽門登城路は、発掘等の調査を行った後、遺構表示や一部の地形復元などの整備を行います。土塁は、盛土による遺構表示を行います。

そのほか仙台市博物館裏手の石垣が残る法面は、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されており、遺構が失われる恐れがあるため、法面保護等による地形保全および遺構保護を行います。

(2) 地形保全のための排水機能の確保

来訪者にとって快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水施設を設け、定期的な清掃などによる維持管理に努めます。

特に、巽門から沢門跡への登城路の側溝と本丸東側の一部の側溝は、枯葉や土により目詰まりが常態化しているため、有蓋側溝へ取り換える等、早期の対応を行います。また、酒造屋敷跡は、曲輪西側の崖面の湧水により一部湿地状となっているため、適切な排水施設を設け、乾陸化を図ります

さらに、大雨時に溢水する箇所が史跡内に数か所あるため、適切な排水施設を設けます。



図 7-34 目詰まりしている側溝

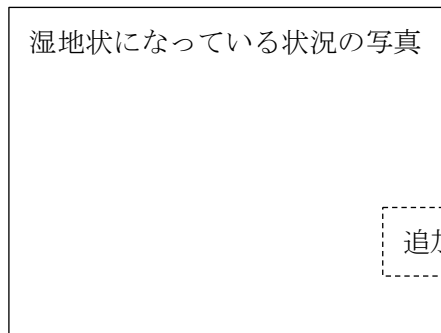


図 7-35 湿地状になっている状況

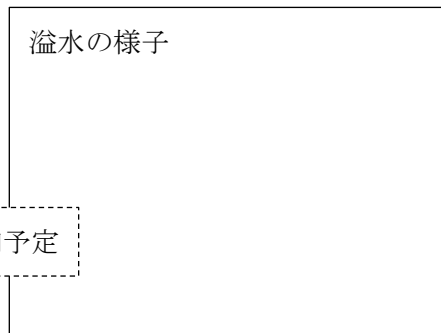


図 7-36 溢水の様子

(1) 史跡の公開・活用に関する計画

史跡仙台城跡の本質的価値や各種調査成果等の情報の積極的な公開と、仙台城跡として適切で市民等のニーズに合った活用について、効果的な方法と整備方針について検討する必要があります。

仙台市では、これまでも調査成果の公開、学校教育における支援、市民向けの講座や見学会等を行ってきました。また、各団体によるガイド等の活動も行われています。これらの活動については今後も継続的な実施を目指します。

①情報公開に関する計画

史跡仙台城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促します。情報公開は、主に下記の内容・手段を計画します。関連部局との連携等については、7-11で後述します。

ア. 情報公開の内容

仙台城跡における情報公開が必要な項目は以下の通りです。

・ 史跡の基本情報

仙台城跡への理解・関心を促進するため、仙台城跡の歴史や、調査および整備の成果等の基本情報を公開します。

・ 史跡の利用情報

仙台城跡の快適な回遊のため、回遊コースや所要時間、見所等の情報を公開します。

・ 調査・整備の実施と進捗状況

仙台城跡の調査と整備について周知し理解を得るため、実施状況とその進捗について情報を公開します。

・ 史跡の活用情報

仙台城跡の活用について周知し来訪を促すため、各種イベント等の活用に関する情報を公開します。

イ. 情報公開の手段

史跡仙台城跡の情報公開を効果的に行っていくためには、来訪者の回遊動線を考慮した情報公開や、ICTの導入による情報公開を積極的に実施する必要があります。

・ 現地見学会の開催やガイドによる解説

仙台城跡で行う見学会やガイドによる解説を継続し、情報公開を図ります。今後の調査結果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・ 出前講座や出前授業による解説

仙台城跡で実施している出前講座や授業を継続して行い、仙台城跡の情報公開に努めます。今後の調査結果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・ パンフレットや刊行物

パンフレットや刊行物の作成を継続し、来訪者動線を考慮して入手しやすい配置を検討する必要があります。また、インターネット上で入手できるように市ホームページにデータの掲載等を図ります。

・ガイダンス施設の展示

ガイダンス施設の展示によって情報公開を図ります。展示は各種調査や整備によって内容を更新します。

・ホームページ

市のホームページで情報公開を図ります。各種資料や地図等も掲載し効果的な情報公開を目指します。

・ICTの活用

各種SNSや音声データ、動画等の方法により、効果的な情報公開を図ります。

②活用に関する計画

史跡仙台城跡の本質的価値について、参加者が楽しみながら学び、魅力を発見できる活用方法を検討します。検討に際しては、参加者の安全に十分配慮し、ユニバーサルデザインの視点に立ったものとなるよう考慮します。下記、各内容は一例です。

ア. 見学会

- ・発掘調査現場や整備工事現場、整備完了施設の見学会

イ. イベント実施案(例)

史跡内で様々なイベントを実施することで史跡の活用を促進し、来訪者の理解と関心を深めます。また、仙台市の観光資源として地域の活性化に寄与します。

【参加型イベント】

- ・ウォーキング
- ・マラソン
- ・政宗ビュー写真コンテスト
- ・発掘体験
- ・城攻め体験
- ・夜間史跡散策
- ・仙台城跡クイズポイントラリー
- ・仙台歴史仮想イベント
- ・日本遺産とのコラボレーション
- ・おもてなし体験
- ・造酒屋敷にちなんだイベント 等

【非参加型】

- ・伝統芸能の公演
- ・日本遺産とのコラボレーション

ウ. 講座

- ・ガイド団体への城下町も含めた総合的な研修
- ・学校教員や教員OBへの地域の歴史を知るための研修
- ・“地域学”として、仙台城の歴史のみならず、仙台城に付随する様々な内容について学ぶ「仙台城

学」の開催

エ. 市民協働

市民協働による調査や講座、整備・維持管理等を実施することで、史跡仙台城跡の理解と「市民の城」としての認識を深め、市民と行政が一体となった史跡の保護を実現します。

- ・石垣の除草作業や史跡の清掃等の維持管理
- ・石垣カルテ作成や石垣のゲージ数値測定等の調査
- ・建造物の再現時、素材（瓦等）の作成への参加

（２）関連歴史資産との連携に関する計画

仙台城跡の周辺には、本計画の「第２章 計画地の概要」でまとめたように、経ヶ峯伊達家墓所や大崎八幡宮等の「仙台城跡を補完する歴史資産」が多数存在します。これらの文化財について史跡仙台城跡と連携した整備・活用を図り、市民及び来訪者の理解・関心を促進し、市内の回遊性と、仙台城跡を中心とした歴史資産の魅力を向上させます。さらに、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財との連携も図り、国内外への積極的な発信と、整備・活用を行うことで、地域全体の活性化を目指します。

①関連歴史資産の対象

本節で対象とする関連歴史資産は、仙台市内における史跡仙台城跡を補完する歴史資産と、宮城県内における日本遺産「政宗が育んだ“伊達な”文化」を構成する文化財のうち主要なもの(仙台城跡を補完する歴史資産と重複する物を除く)とします。

※「仙台城跡を補完する歴史資産」の一覧はP●（表●-●）を、詳細位置図はP22（2-2-（4））を参照のこと



図 7-37 関連歴史資産の位置図

②連携に関する計画

前述した歴史資産を効果的に活用し、広域的な回遊性の向上と地域活性化に寄与するため、関連歴史資産および関係部局、関係機関等と連携し適切な整備を検討します。

ア. 関連歴史資産との連携的な整備

関係部局・関係機関等と連携を図り、来訪者が楽しみながら学ぶことができる整備を検討します。また、来訪手段についても既存のものを活かしつつ、より来訪しやすい環境の整備を検討します。

・モデルコースおよび歴史的背景を踏まえたストーリー付けの検討

仙台城跡と関連歴史資産を含めた広域的な回遊性の向上に寄与するためには、公共交通機関やレンタサイクル(ダテバイク)等の移動手段を利用したモデルコースについて検討する必要があります。また、回遊の動線計画には、歴史的背景を踏まえたストーリー付けについても併せて考える必要があります。整備にあたっては、関係部局・関係機関との協議調整の上、検討を進めます。

・案内・解説施設の設置と統一化

仙台城跡と関連歴史資産について周知と理解を促すためにはサインやパンフレット等、案内・解説施設の充実化を図る必要があります。また、仙台城跡と関連歴史資産の一体的な活用を目指すにあたっては、統一的な案内・解説施設の設置が効果的であると考えられます。関連歴史資産の現状を把握し、総

合的なパンフレットの設置や、サインデザインの統一化等、連携的な整備方針について検討する必要があります。

・ **関連歴史資産との連携的な公開と活用**

関係部局・関係機関等との連携を図り、来訪コースの設定や、各種イベントの企画など、様々な活用方法について検討し、地域全体の活性化に寄与することを目指します。

・ **ICTを用いた情報の公開と活用**

関連歴史資産とその活用について仙台市のホームページや、関連歴史資産のホームページで連携した掲載方法を検討し、来訪者の理解と、様々な活用への参加を促します。また、携帯型端末で利用できるアプリケーションやSNSによって情報を公開するだけでなく、来訪者が楽しみながら学ぶことのできるコンテンツ作成の検討を行います。

・ **イベントの企画**

来訪者が広域的な歴史資産に触れ、仙台城跡を中心とした地域の歴史を学ぶことができるよう、関係部局・関係機関と協議調整し、様々なイベントの企画を検討します。

仙台北城跡の管理・運営については、様々な部局および機関が関わっています。基本的には、史跡の管理団体である仙台市が主体となった管理・運営を行います。関係部局・関係機関との連携のうえ、管理・運営を行います。

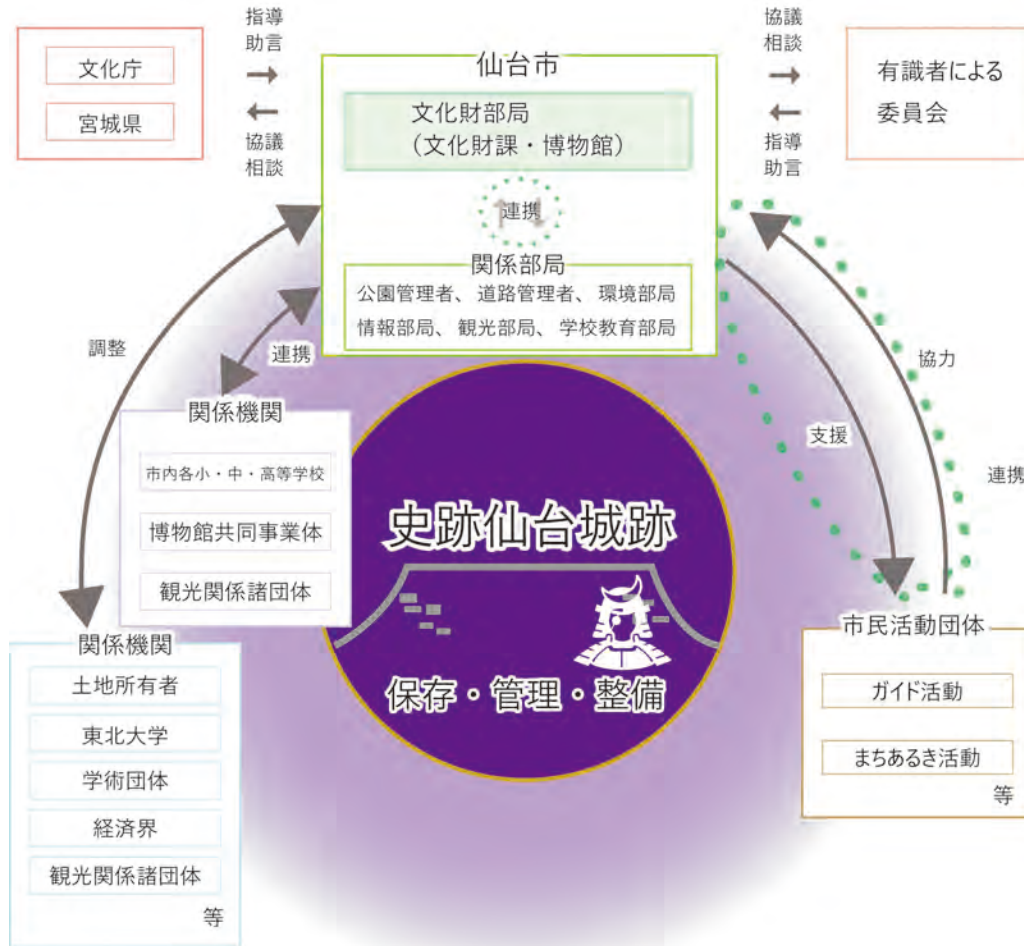


図 7-38 管理・運営の体制

また、今後、史跡をより効果的・効率的に保存・活用するにあたって、(仮称)公園センターで設ける運営協議会に参加し、関係部局・機関の状況を確認するとともに、意見を取り入れていくことを目指します。

文化財部局では、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷、植生や施設の状態を把握することで早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努めます。また、自然災害や事故等における危機管理についても早急かつ適切な対応に努めます。

(1) 危険箇所の把握

本丸跡東側崖の崩壊や、来訪者の安全もしくは遺構保護に影響を及ぼす植生について、定期的な巡回による状態把握を行います。また、避難経路や災害時の設備についても点検を行います。特に地震や大雨等の自然災害発生後は、関係機関と情報共有し、速やかに危険箇所の発生状況を確認します。

(2) 整備済み施設の状況把握

史跡地内で既に整備されているサイン施設や遺構表示等の各施設について、定期的な巡回によって、劣化や不良、そのほかの異常がないか状態把握を行います。

第8章 事業計画

8-1 事業概要

本計画では令和3年から12年の10年間を事業期間とし、その中で前期（R3～7）と後期（R8～12）の期間を設け各時期の終わりに進捗状況の確認と整理を行います。

事業期間の中で、仙台城跡が関わるイベント等が開催される場合は、関連部局・機関と連携を図りながら実効性を持った整備を実施し、仙台城跡の公開と活用を推進します。

10年間の事業では「整備に向けた調査」「景観の整備」「史跡の整備」の3つの柱を基に整備および調査を実施します。



図8-1 整備の3本柱相関図

●整備に向けた調査	史跡の整備に向けた仙台城跡の実態解明調査（発掘・測量ほか）。
●景観の整備	修景(植生)を中心とした城郭全体にかかる景観の整備。
●史跡の整備	築城期登城路の再現や土塁の顕在化、法面保護等、史跡の保存と活用のための整備。

10年間の事業は以下の範囲で行います。

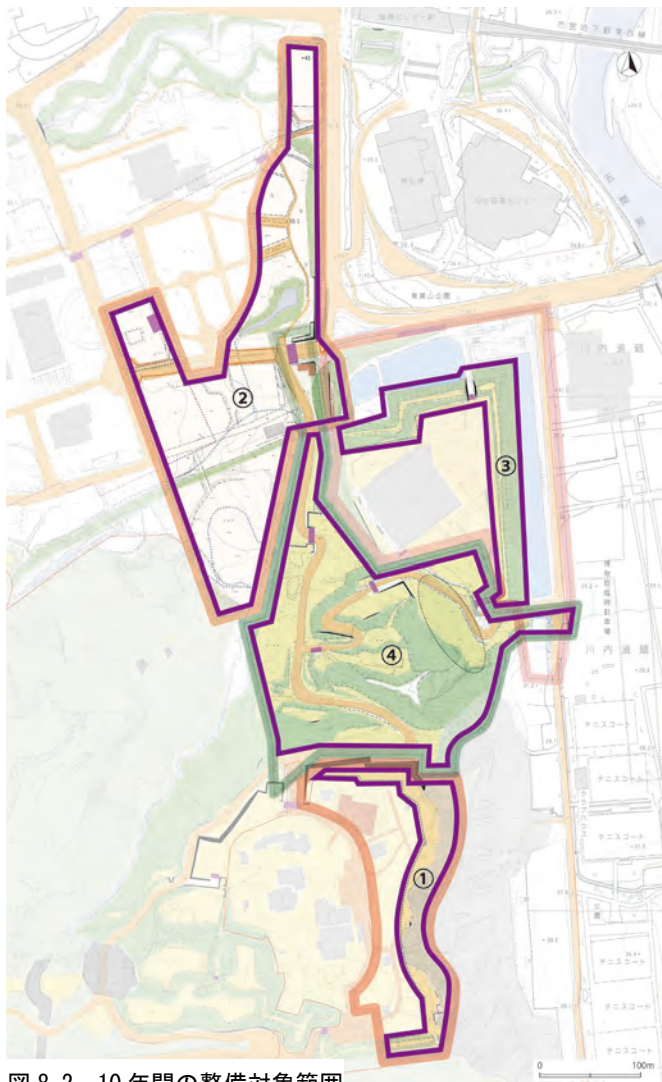


図8-2 10年間の整備対象範囲

①本丸整備ゾーン ●●

【本丸縁辺地整備区域】

修景(植生)と、遺構表示、サイン施設および便益施設の設置、東側崖面の法面崩落防止整備等を行います。

②大手門整備ゾーン ●●

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

整備に向けた調査と修景(植生)を行います。

③東丸（三の丸）整備ゾーン ●●

【東丸(三の丸)外構整備区域】

修景(植生)と、園路の整備、サイン施設、安全確保のための柵設置や植栽等を行います。

④登城路整備ゾーン ●●●

【登城路整備区域・造酒屋敷整備区域】

修景(植生)と、遺構表示、園路の整備、サイン施設および便益施設の設置等を行います。

(1) ゾーンごとの整備内容

8-1 で整理した、10 年間で実施する整備をゾーンごとに具体的に示します。整備は、事前に発掘調査を実施した上で、基本設計、実施設計を行い、計画的に実行します。

①本丸整備ゾーン【本丸縁辺地整備区域】

本計画の前期において優先的に、歴史的眺望（政宗ビュー）の確保を行います。また、それに伴った休憩施設の設置と眺望サインの設置・更新等を行います。東側崖面は、崩落を防止するため法面保護等を行う必要があります。

- 市街地への眺望を確保し、遺構を保護するための修景(植生)
- 地形保全および遺構保護にかかる法面保護
- 誘導および眺望サイン、ベンチ等の設置
- 巽櫓の遺構表示

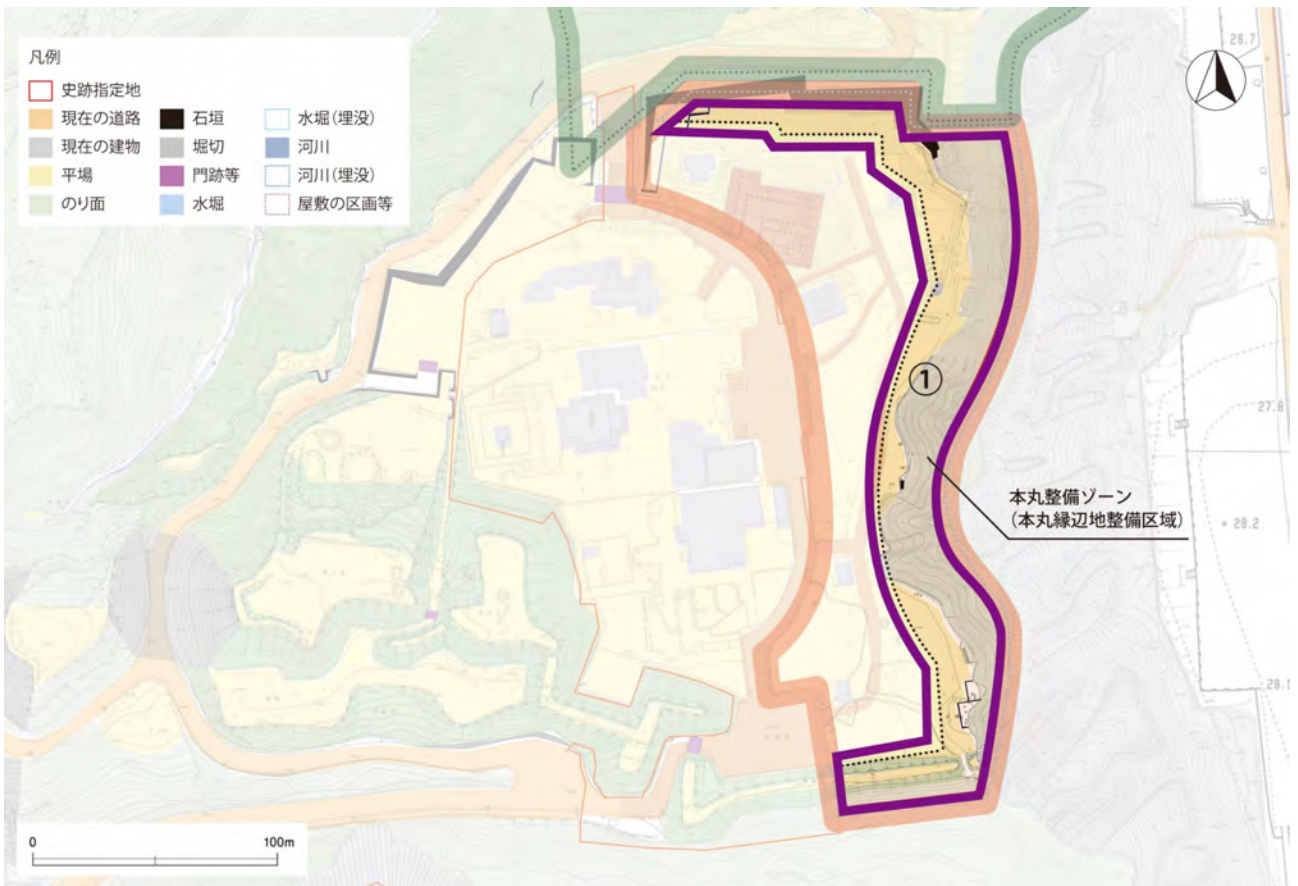


図 8-3 本丸整備ゾーン 整備対象範囲

整備項目と内容		整備スケジュール	
		前期	後期
遺構表示	巽櫓	■■■■■■■■■■	
便益施設	ベンチ	■■■■■■■■■■	
サイン施設	誘導、眺望	■■■■■■■■■■	
修景	植生	■■■■■■■■■■	
法面保護	崩落防止	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

②大手門整備ゾーン

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

大手門整備区域および二の丸詰門整備区域においては、大手門復元整備に向けた「大手門復元関連基礎調査」として、地形測量調査や関連する絵図・文献・古写真等の史資料調査を計画期間前半に実施し、その後大手門および大手門周辺を対象とした発掘調査や石垣の測量調査および動態観測調査を実施していきます。また、大手門北側土塀に繁茂するツタ植物の除草を行い本質的価値の顕在化を図ります。

扇坂下厩整備区域においても大手門整備ゾーンの一体的な整備に向けた発掘調査を実施します。

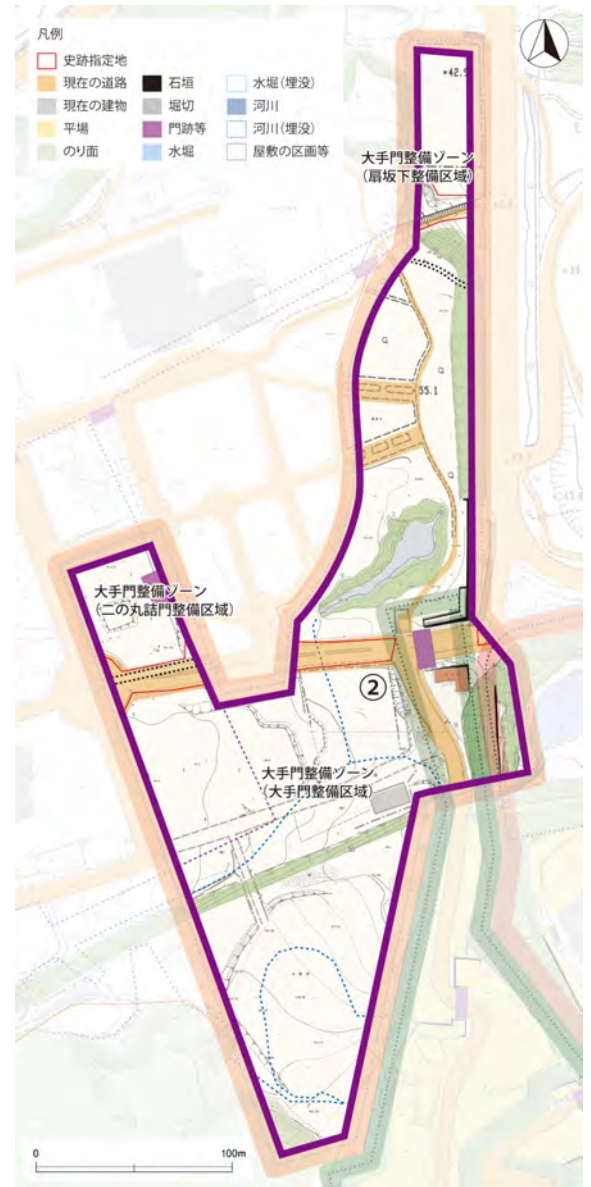


図 8-4 大手門整備ゾーン 整備対象範囲図

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

整備項目と内容	整備スケジュール	
	前期	後期
大手門復元関連基礎調査	■	
大手門・大手門周辺発掘調査		■
大手門周辺石垣測量調査等		■
扇坂下厩跡発掘調査	■	
修景(植生)	■	

③東丸（三の丸）整備ゾーン【東丸（三の丸）外構整備区域】

東丸（三の丸）の土塁は、城郭の外構施設であり、城郭らしい景観形成に有効なため顕在化する必要があります。また、市街地から仙台城跡への主要動線に隣接しており、城郭らしい景観形成に効果的であるため、修景については青葉山公園（仮称）公園センターの整備と連携した優先的な整備を進めます。

- 植生の剪定・伐採・除草による土塁の顕在化と史跡の修景
- 見学園路の整備、柵およびサイン施設の設置

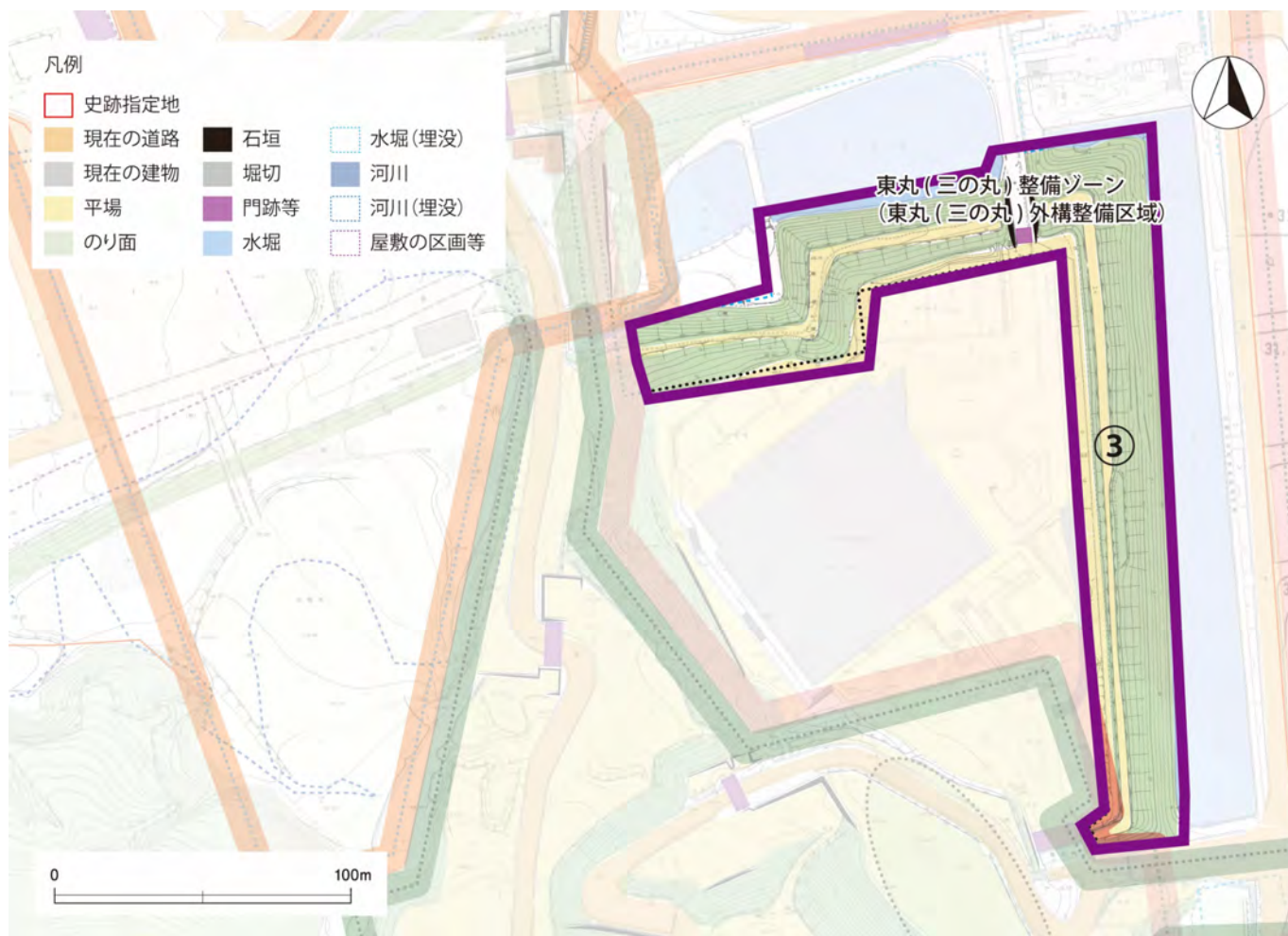


図 8-5 東丸(三の丸)整備ゾーン 整備対象範囲図

整備項目と内容		整備スケジュール	
		前期	後期
調査	発掘調査	■	
園路整備	舗装、階段、 管理用通路	■	
防災安全施設	侵入防止柵	■	
サイン施設	誘導、解説	■	
修景	植生	■	

④登城路整備ゾーン（登城路整備区域、造酒屋敷跡整備区域）

発掘調査成果に基づき築城期の大手道ともされる登城路（巽門～沢門）を再現し、登城路を構成する様々な遺構について整備することで、城郭らしい景観とします。また、来訪者が築城期の城郭構造について理解を深め、築城期の登城路を体感しながら学べる空間とします。

- 調査成果に基づき往時の地形を再現した登城路の整備、管理用道路敷設
- 来訪者の動線・視界を障害する樹木の剪定・伐採・除草、排水処理や法面整備
- 史跡の情報を提供できるサイン・ベンチ・あずまや・照明施設の設置

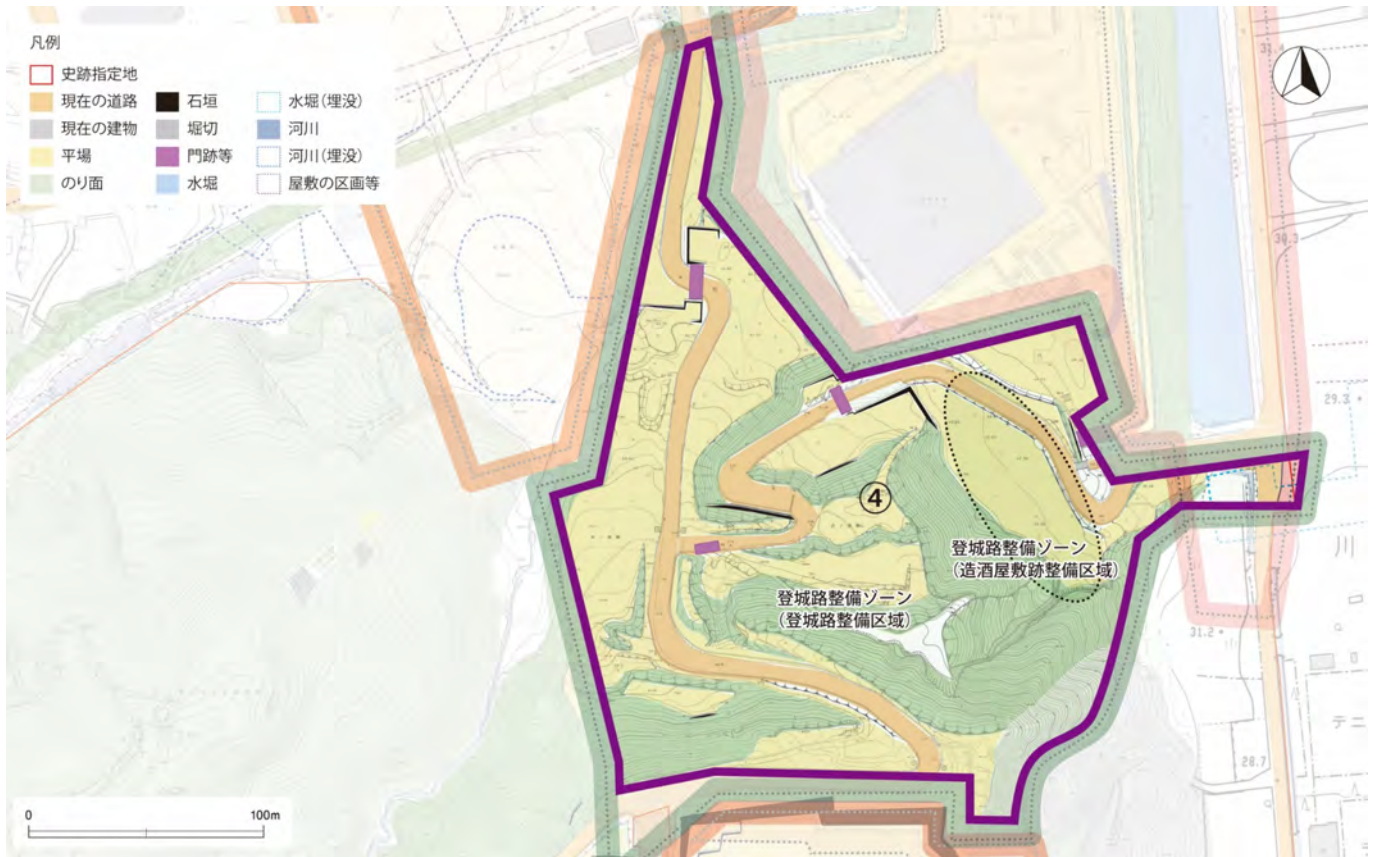


図 8-6 登城路整備ゾーン 整備対象範囲

整備項目と内容		整備スケジュール		
		前期	後期	
調査	発掘調査			
遺構表示	巽門登城路			
園路整備	管理用通路			
便益施設	ベンチ、あずまや、照明			
防災安全施設	侵入防止柵、転落防止柵			
サイン施設	誘導、解説			
修景	植生			
法面保護	崩落防止			
その他	排水整備、構造物撤去			

(2) 10年間で実施する史跡整備に向けた調査等について

①発掘調査

遺構の再現等の往時の構造を基に行う整備については発掘調査や史資料調査を事前に行い、その成果に基づいて整備を実施します。各種施設の設置などは原則として史跡の保護を最優先した構造としますが、施設の性格上やむを得ず、必要と判断された場合は事前の発掘調査を実施します。

史跡の整備に向けて10年間で発掘調査を実施する予定の区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域
東丸(三の丸)整備ゾーン	東丸(三の丸)外構整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域

②測量調査

保存・修復の基礎データ収集を目的として、石垣の測量・動態観測を継続的に行い、石垣カルテの作成を目指します。

10年間で測量調査を実施する予定の区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
水系整備ゾーン	御裏林整備区域
本丸整備ゾーン	本丸北西部整備区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域
東丸(三の丸)整備ゾーン	東丸(三の丸)外構整備区域・東丸(三の丸)蔵屋敷整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域

③植生の調査

本計画の「7-4 修景に関する計画」p〇〇で記載した植生修景方針に基づいて、史跡内の植生調査を行い、調査成果に基づいて植生の整備についての計画を策定します。

植生調査を実施する区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
本丸整備ゾーン	本丸縁辺地整備区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域
東丸(三の丸)整備ゾーン	東丸(三の丸)外構整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域・造酒屋敷整備区域

事業スケジュールは、前期、後期、11年以降の3段階を設定します。11年以降のスケジュールについては、後期の最終1～2年を目途に検討します。

時期の詳細については、刊行までに変更となる可能性あり

表 8-1 事業スケジュール

— 各種調査 — 景観整備 — 史跡整備

整備基本計画		前期【R3(2021)～R7(2025)】	後期【R8(2026)～R12(2030)】	次期事業計画
行事等		●全国都市緑化フェア(R5.4月下旬～6月中旬)予定		●R18(2036)伊達政宗没後400年
調 査	整備に向けた調査	植生調査・計画 扇坂下厩発掘調査 東丸土塁発掘調査 巽門登城路発掘調査 測量調査(石垣測量・動態観測)		
	整備に向けた調査(大手門)	大手門基礎調査(史資料調査・地形測量) 大手門石垣測量調査(石垣測量・動態観測)	大手門周辺(大手門・中島池・二の丸詰門)発掘調査	大手門復元 設計・施工(予定)
整 備	大手門整備ゾーン 【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】	修景(植生)		
	東丸(三の丸整備ゾーン) 【東丸(三の丸)外構整備区域】	設計・施工 修景(植生)		
	登城路整備ゾーン 【登城路整備区域・造酒屋敷整備区域】	修景(植生)	設計・施工	
	本丸整備ゾーン 【本丸縁辺地整備区域】	修景(植生)	設計・施工	
	修景(除草)	修景(植生)		

参考資料

表●-● 関連歴史資産の一覧

表番号は後日調整

仙台城跡を補充する歴史資産	経ヶ峯伊達家墓所 藩政時代に仙台藩初代藩主伊達政宗廟・瑞鳳殿、二代忠宗廟・感仙殿、三代綱宗廟・善応殿、九代周宗・十一代斉義・同夫人芝姫の妙雲界廟、五代吉村以降の公子公女のお子様御廟がおかれ、茂ヶ崎の大年寺とともに伊達家の墓所となった。国宝となっていた瑞鳳殿などは仙台空襲により焼失したが、石段・石垣・土塁等や周囲の自然環境は廟墓の姿としてよく保持されている。 （日本遺産の構成文化財にも含まれる）	写真追加予定
	亀岡八幡神社【県指定（石鳥居）】【市登録（石段）】 文治5年（1189）に伊達氏の祖、朝宗 ^{ともむね} により造営されたのが始まりである。社殿は、度々場所を移し現在地には天和3年（1683）、四代綱村により再建されたが、昭和20年（1945）の戦災により焼失した。今も残る石段や石鳥居は、往時を偲ぶ貴重な遺構である。	
	大崎八幡宮【国宝】 大崎八幡宮は、慶長12年（1607）に伊達政宗により造営された。本殿と拝殿を石の間でつないだ権現造は、現存する最古のものであり、総漆塗、極彩色、飾金具など豪華で流麗な意匠の桃山建築は伊達な文化を代表するものである。柱の沈下や傾斜、軒を支える組物の破損等を修復するため、平成12年（2000）から5ヶ年で解体修理が行われた。 （日本遺産の構成文化財にも含まれる）	
	四ツ谷用水（四ツ谷堰） 本流は、青葉区郷六で広瀬川から取水され、大崎八幡宮の西側から北六番丁通りを東流する。本流から分かれた幾つもの支流は、河岸段丘の地形を利用して城下を流れ、人々の生活を支えていた。総延長は約44kmに及ぶ。近代化と共に暗渠化あるいは埋立てられたが、現在は工業用水として利用されている。	
	西館跡 西館は、慶長年間以降に伊達家家臣・山岸定康が居住し、その後寛永8年（1631）以前から寛永13年まで伊達家重臣・茂庭綱元の屋敷となった。寛永13年の伊達政宗死後、綱元は現在の栗駒町に移り、以降西館の屋敷は「西館様」と呼ばれていた政宗の長女・五郎八姫の仮御殿として別荘的な性格を持っていた。	
	愛宕神社 愛宕神社は、伊達氏と共に米沢から岩出山を経て寛永末年頃までには仙台の現在地に移ったと考えられる。社殿は、本殿と、近年の幣殿が附属する拝殿からなる。建築年代については、様式手法から見て江戸時代初期頃と考えられる。	

大満寺虚空蔵堂

大満寺虚空蔵堂は、万治2年(1659)の建立で、伊達政宗が仙台城造営のために経ヶ峰の北に移したものを、さらに三代藩主綱宗が現在地に移して造営したものである。虚空蔵堂は宝形造、棧瓦葺で全体は朱塗される。

茂ヶ崎山伊達家墓所

仙台藩4代藩主伊達綱村は、元禄10年(1697)、後に黄檗宗日本三叢林の一つと称される大年寺を建立し、伊達家の菩提寺とした。綱村の没後、遺言により大年寺山に墓所が設けられ、5代吉村、10代斉宗、12代斉邦と、その夫人たちが葬られ、無尽灯廟と名付けられた。

北目城跡

北目城は、慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦時から仙台城に移るまでの間、隣国の上杉氏との闘いにおいて伊達政宗が居城とした城である。発掘調査では、大規模な堀跡の他、陶磁器や刀剣、伊達家の家紋が入った漆器の椀など多くの遺物が確認された。

若林城跡

若林城跡は、初代仙台藩主伊達政宗によって寛永4年(1627)～5年(1628)に築かれ、政宗が晩年を過ごした城である。政宗死去後は廃城となるが、発掘調査では、表御殿と推定される大型の建物群や、多数の礎石建物跡が検出されている。

陸奥国分寺薬師堂【国重文】

陸奥国分寺薬師堂は、伊達政宗が慶長12年(1607)に創建した。内部の厨子は入母屋造、こけら葺で、壁面や扉は彫刻、金箔、飾金具で極彩色に装飾されている。仙台市内における桃山建築の代表的建造物である。

(日本遺産の構成文化財にも含まれる)

榴岡天満宮

榴岡天満宮は二代藩主伊達忠宗による東照宮造営の際に、その地にあった天神社を移し、四代藩主綱村が元禄8年(1695) 釈迦堂を造営する際に、本殿・拝殿等を整備したものである。現在は、唐門だけが当時の姿を留めているとされる。

東照宮【国重文】

東照宮は承応3年(1654)仙台藩二代藩主伊達忠宗によって創建された。漆塗、金箔、七宝の金具等で装飾され、内陣には絢爛たる彫刻や飾金具、彩色が施されている屋形厨子が安置され、徳川家康像を祀る。

(日本遺産の構成文化財にも含まれる)

奥州街道

仙台の城下町を南北に縦断する幹線街路で、中世には城下の東を通っていた街道を伊達政宗が仙台北に移した。仙台北大手門から

<p>文化財（主要なもの）</p> <p>“日本遺産「伊達な文化」の構成</p> <p>「伊達な文化」の構成</p>	<p>大橋を通り東西に延びる大町通とともに街割の基準となり、街区と屋敷地が区画された。</p>
	<p>芭蕉の辻</p> <p>仙台の城下町を南北にとおる奥州街道と仙台城から東西に通る大町通が交差する地点の呼称。この地点は、藩の高札が設置されたことから札の辻とも呼ばれ、城下で最もにぎわう場所であった。後に辻の四隅には城郭風の建物が造られ、仙台城下の象徴となっていた。</p>
	<p>石切丁場推定地</p> <p>仙台城の石垣に用いた石材は、仙台城下の西郊に位置する国見峠付近（青葉区国見付近）の安山岩質玄武岩（三滝玄武岩ともいう）が用いられたと考えられる。石垣に用いる原石の切出しや加工に関わる作業場（丁場）があったと考えられ、現在も加工途上の石材が随所に残されている。</p>
	<p>石垣町</p> <p>現在も若林区石垣町としてその名が残されている。寛永5年（1628）、伊達政宗の若林城造営に伴う城下の南東方面への拡張に際して、石垣衆とされた足軽衆の屋敷が置かれたことに由来している。なお、後に石垣衆は、主に建築に従事する御作事方足軽へと改称されている。</p>
	<p>石切町</p> <p>「石切町」は現在の仙台市青葉区八幡二丁目の一部の旧町名である。近世における仙台城下のほぼ北西端に位置している。仙台城築城の際に石垣造営に携わった石工職人がかつて住んでいた町と伝えられている。</p>
	<p>貞山堀</p> <p>塩釜湾から阿武隈川河口までの仙台湾の海岸線に沿って造られた運河である。阿武隈川と名取川を連絡し水運を開いた「木曳堀」が最も古く、政宗による仙台城の築城時には資材の運搬等に利用されたと考えられている。</p>
	<p>蒲生御蔵跡</p> <p>現宮城野区蒲生に設けられた、年貢米等を一時保管する蔵の跡。年貢は、貞山堀の船溜まりからこの蔵へ運び、更に苦竹御蔵を経由して城下へと輸送された。船溜りと御蔵跡を対象とした平成27年の発掘調査では、護岸施設や荷札木簡が確認された。</p>
<p>瑞巖寺(本堂・庫裡及び廊下・障壁画)【国宝】</p> <p>伊達政宗による造営である。本堂外観は質素な和様であるが、内部の彫刻・彩色・金具、金地濃彩によって描かれる大小161画の襖絵障壁画は、仙台藩お抱え絵師によって描かれる。庫裡の豪華な妻飾りや廊下の構成美も、豪華絢爛たる伊達な文化を表現している。</p>	

鹽竈神社【国重文】

伊達政宗以降、伊達家の篤い崇敬を受け、歴代藩主が神社の「大神主」として祭事を司った。現社殿は四代綱村が元禄8年(1695)に着工し、五代吉村の宝永元年(1704)に完成した。

多賀城跡附寺跡【国特別史跡】

多賀城は古代律令国家が造営した陸奥国府である。平安時代に都の貴族たちは、この地を「みちのく」の名であこがれ、国府の官人だけでなく、幾人もの歌人が歌を詠んでいる。